

平成15年12月11日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本	博 昭
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭



平成15年12月11日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	18 吉 田 正 明	1. 207号バイパスの全面開通後の沿線用途地域の見直しについて 2. 市町村合併について イ 一市一町の合併に向けて、首長の姿勢を明確に 3. 市の検診制度の近隣町との均衡を
5	11 寺 山 富 子	1. 環境に配慮した取り組みを進めよう (1) グリーン商品購入の現状はどうなっているか (2) 省エネルギーや水道の節水について 2. 部門間の連携について 環境と福祉の連携、環境と教育（委員会）の連携をどう考えるか 3. 国産農産物を給食に (1) 給食パンに国産小麦使用を (2) 地産地消の取り組み状況は
6	2 伊 東 茂	1. 有明海漁場環境の変化について (1) ナルトビエイの被害状況と今後の対策 (2) 「宝の海」環境保全への取り組み 2. 商業の振興と活性化について (1) 商店（個人経営）の現状と支援策について (2) 中小小売商業高度化事業（TMO）について

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順により順次質問を許します。

まず、18番吉田正明君。

○18番（吉田正明君）

おはようございます。18番吉田正明でございます。あらかじめ通告をしておりましたので、質問をさせていただきます。

きょう私の質問は3点でございますけれども、まず1点目は、207号バイパスの全面開通後の沿線用途地域の見直しについてであります。長年の懸案でありました待望の207号バイパス9.2キロの暫定2車線の開通がいよいよ12月18日に迫ってまいりました。急激に進むモータリゼーションの時代に道路の整備が追いつかず、県下でも上位にランクされておりました市内の渋滞がこれで幾らか緩和されるものと思います。この開通を待って、沿線にはこれから市街化が進んでいくものと思うし、市としても都市計画審議会等で近い将来議論し検討する時期が来るものと思います。

きのうの3番福井議員の質問、答弁で、大体理解できたつもりでございますけれども、立地条件的には、北鹿島地区、中村・土居丸地区も農振地で、用途地域の見直しにはいろいろの問題をクリアしなければならないということが理解できたわけでございます。

21年4月1日で土地改良の負担金完納後の振興地見直しは可能なかどうなのか。ちまたでは、負担金が済むまでは振興地の除外はできないけれども、その後はという意見も農家の方からいろいろ聞くわけでございますし、今農業も今後厳しい中で、農地としては価値がないけれども、転用すれば幾らかの債務整理に役立つというような考えが根底にはあるようでございます。土地改良の完納後の振興地の見直し、そして、公共施設等の誘致、将来の課題としての構想はないか、市当局の大枠、抜本的な考えをお尋ねしたいと思います。

次に、市町村合併についてであります。県の指導は、まず2市10町の枠組みで推進してはという構想であったようであるが、早々と杵島東部6町が離脱し、現在では3町3町の枠組みで合併協議が進んでいるようであります。現在、県下で佐賀市1市6町初め、鳥栖、唐松地区などなど、次々と協議会の解散、離脱等が新聞紙上をにぎわせています。鹿島・武雄2市4町案は、15年1月24日一斉に行われました臨時議会、太良町議会、鹿島市議会が否決して白紙に戻り、新たに15年3月28日、太良・鹿島1市1町の首長会議で協議を開始することで合意、15年5月29日、第1回法定合併協議会后、現在まで12回の協議会を重ねているところであります。鹿島市は、15年1月15日、2市4町案の是非を問う住民意向調査の開票をいたしました。「どちらとも言えない」と反対が圧倒的に多数だったのが議会の反対につながったのではないかと思います。各地で説明会を開催されましたが、どこの会場も出席者が極端に少なかったこと、また、市民は合併のメリット、デメリットがわかりにくい、どちらを選択していいのかわからなかったのも事実であります。

今回私が懸念するのは、1市1町の首長初め両議会、各団体、残された選択肢は鹿島・太良の合併しかないという両自治体の生死にかかわるという危機感が希薄ではないかという気

がして質問したわけですが、桑原市長は第11回合併協議会の冒頭、最後の選択肢として不転の覚悟で鹿島市・太良町の合併の実現に取り組む決意を示されました。

15年11月25日、太良町町長選挙で無投票で3期目の当選をされました百武町長はインタビューで、来年4月の早い時期から住民説明会を開き、5月末ぐらいまでに住民投票を行う予定のようですが、積極的なリーダーシップを発揮してもらいたいと念ずる次第であります。

また、今期12月議会開会日、桑原市長は演告冒頭で、合併の必要性と20年間の財政のシミュレーションなど並々ならぬ決意をお聞きしたところでありますが、さらなる新しい市が豊かで安心、安全なまちづくりの実現のために、また、海、山、平野と自然に恵まれた住みたくなるまちづくりのためにこの席で再度の御答弁をお願いしたいと思います。

次に、市の基本健診についてお尋ねをいたします。

現在、鹿島市では血液、結核、がん、胃、婦人、循環、消化器、それに節目検診などなど検診のある中で、予算の都合で基本健診に入っていないものがあるとの指摘がありました。それは何が欠けているのかお尋ねをいたします。

また、鹿島市の検診の充実については、鹿島医師会等でも陳情の予定があると聞いております。人生わずか50年の時代から今や80年時代の超高齢化社会になり、長寿では世界一をずうっと続けております。

14年度の全国老人クラブ川柳の部の一席の作品が「還暦祝い 親が世話する 高齢化社会」という句であったそうでございます。60歳になった祝いの席の準備を80歳過ぎた親が、じいちゃんがあれこれ口出しをしながらの光景を想像したときに、少子化で孫は都会へ出ていない家庭等が想像されます。これも医学の進歩、食生活の改善などとともに、検査検診制度の普及充実のおかげだと思います。毎年の検診のおかげで早期に疾患が発見され、命拾いした人の話を最近目立って聞くようになりました。また、定期検診を受けなかったばかりに手おくれになった人も多いようでございます。市町村合併後、基本健康診査や節目検診などは無料になる予定で、悲しい話も少なくなるようなうれしいニュースだと思いますが、この点についての担当市当局の考え方、答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。

#### ○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

#### ○産業部長（山口賢治君）

吉田議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

北鹿島地区の土地改良の完納後の農振地取り扱いと市の今後のその取り扱いの考え方ということでございますが、中村地区と井手地区のバイパス西側の農地は、優良農地として長期的に農業を続けていく農用地区域という囲いがまず一つされております。そして、土地改良事業実施地区、いわゆる圃場整備地域という囲い、二つの囲いがされているということをまず頭に入れながら考えていただきますと、仮に、先ほど言われましたように、後者の圃場

整備完了公告後8年経過をしたといたしましても、その圃場整備に係る補助金等適正化法というものがございしますが、これに関係する幾分かの規制等が緩和されるだけでございまして、優良農地としての農業を続けるための農用地区域という囲いはそのまま続くということになります。そういうことで、簡単に農振除外になるということはないと思われまして、これについてはまた県なり国の意見を聞きながらしていかなければいけないと、そういうふうと考えております。

昨日の福井議員の質問の中で、都市計画課長、あるいは農林水産課長、そして、市長から詳しく答弁がされたこととありますが、計画のないところでは開発をしないと、市長からもありましたように、やはり計画あって初めて開発を進めるということになるわけですから、先ほど議員も言われましたように、特に今後このバイパス沿線につきましては、いろんな要望なりが出てくると思います。ただ、非農用地としての需要が高まったといたしましても、簡単にそれが農振除外になるということは、今の段階では考えられないと、そういうふうにしております。

ただし、公共性の度合いとかいろんな方面から十分に検討し、また、いろいろ今後検討を進めてまいります都市計画のマスタープラン、あるいは土地利用計画等との整合性をとりながら、法令上の要件をしっかりと具備しておれば、とれないということはありません。ただし、言われるように、虫食い状態のような形での対応、そういうものはできないと、そういうふうにも私たちが考えております。また、そういういろいろな要望が出てきた場合には、地域の皆さんとも十分に協議をいたしまして進めてまいりたいと、そういうふうと考えておるところでございます。（「要旨ば言わんね、要旨ば。配送センターなんかでくっじゃろうが。そがんとはでくつとはさい、要旨ば言わんね」と呼ぶ者あり）

先ほど申しましたように、公共事業とか、そういういろいろの条件がありますが、その全部をクリアした場合、法的な面でクリアした場合は、きのうちの課長が言いました四つの要件ですね、そういうもの、その要件等をクリアした場合はできるということ（「具体的に……」と呼ぶ者あり）具体的にですか、今言いましたように、公共事業ですから、介護センターとか、そういうのでございます。（「配送センターとかでくつはずさい」「農振除外をせんぎだめ」と呼ぶ者あり）

**○議長（小池幸照君）**

平尾保険健康課長。

**○保険健康課長（平尾弘義君）**

吉田議員の3番目の質問の、市の検診制度の近隣町との均衡をとという中で、具体的に申し上げられましたので、その分について申し上げたいと思います。

基本健康診査に欠けているものは何かということとありますが、検診の内容につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり、いろんな検診項目がございます。その中で欠

けているものは大腸がん検診でございます。この基本健康診査の中の大腸がん検診を外れたという経緯をちょっと申し上げたいと思います。

これは、当初から鹿島市は行っていなかったようでございまして、がんの検診の中で、老人保健法という中で、これは補助事業があるわけでございますが、この事業の中でがん検診は補助の対象外となったような経過があるようでございます。それで、鹿島市は、先ほど申し上げましたように、当時から大腸がん検診はいたしておりませんでした。この大腸がんをすべてやっていないというわけではないんです。例えば、人間ドックをいたしております。それから、節目検診をいたしております。まず、人間ドックは、予算の関係もございまして人数にも制限がございまして、40人程度の予算で35人ほど受けていらっしゃいます。それから、節目検診でございますが、400人程度の予算を計上いたしておりますが、この中で309人受けていらっしゃいます。そしてさらに、節目検診の中の大腸がんをなさっていない方が6人ほどいらっしゃいます。それで、全然やっていないというわけではないですが、こういうふうで大腸がん検診は基本健康診査の中の項目ではいたしておりません。

それからあと一つ、太良町との合併の段階で検診料が無料になった場合どう考えるかということでございましたが、現在、鹿島市は受診者の一部負担ということでいただいております。それで、大体予備の申し込みを受け付けているわけでございますが、その段階では5,000人から6,000人程度いらっしゃいます。さらに検診を受けられる方は2,000人弱でございます。これが無料になった場合は、この5,000人から6,000人の数がどう動くかというのがそこでいろんな予算計上にも響いてくるのではないかと考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

私の方から市町村合併についてお答えしますが、一定の評価をいただきまして、ありがとうございます。

私は、この鹿島市・太良町の合併協議会でお互いに確認をしたことがございます。そのことをまず申し上げます。

私たちの合併協議についてはですね、お互いを尊重し合っていくと、それから、お互いに対等の立場で協議をしていくと、このことをまず確認して種々の協議をいたしておるところであります。私自身会長として、あるいは鹿島市長として考えております理念といいますか、目標を住民の立場から見てどうなのか、住民の目線を見てどうなのかと、ここを原点に置こうと、議論が深まって交錯をしていきますといろいろ錯綜することも出てまいります。しかし、私は常にその原点に返って、そのところから錯綜した議論を眺めてみますと、一定整理がついてくるわけでございまして、そのことを忘れずにやろうということが一つ。

それからもう一つは、これは合併が目指す本来のものはこうであったんじゃないかということを確認いたしまして、それは何かといいますと、可能な限りサービスは高く、そして、可能な限り負担は低く、このことはやっぱり合併の目指すべき一つの目標として常に高々と掲げていくべきじゃないかと。もちろん全部が全部このようにはまいりません。しかし、可能な限りこういうものをしてこそ、本来合併のメリットというものが住民に対しても示しやすい、あるいは住民にとってのメリットというふうに感じていただける一番のことじゃないかというふうに思います。あとは財源を我々プロが何とか捻出をしていくと、こういうふうなことでありまして、20年の合併効果が354億円、20年間の合併効果がある。しなかった場合とした場合の差ということです。こういうものの一部を行政のいろんなことに使う以外に、住民のサービスなり、あるいは負担の低下なりに回していいじゃないかと、こういうふうに思うわけですね。

よくですね、これは鹿島市民にも太良町民にも不安があられるようではありますが、合併したら、住民の負担がふえませんか、あるいはサービスが低下しやせんかと、こういう心配をよく聞きます。しかし、これはもう全く逆なんです。このことを我々が今後市民、町民にいかにも説明していくかということが一番大事なことだと思います。

それはどういうことかといいますと、皆さん方協議会の報告の中で合併シミュレーションのグラフを頭に今浮かべてみてください。あのグラフは何を意味しているかということ、あれは政策に使える額、これが合併した場合としなかった場合にどういふふうになら推移をしていくかというグラフであります。合併した場合のグラフ、一番上の折れ線です。こうなっていましたね、少し。これは、もちろん合併しても今の時点より住民サービスに使える金額、あるいは、当市に回せる金額、これは今よりか低下をします。それはなぜかといいますと、国の政策が非常に厳しい、地方にとって厳しいものになっているからであります。あるいは不景気だからです。しかし、合併しなかった場合のグラフ、折れ線グラフはもっと急激に落ちていきます。だから、した場合としなかった場合は明らかに住民サービスに回せる金額、あるいは投資に回せる金額が違っていると、その合計が20年間で354億円になりますよと、こういうグラフなんです、あれは。しかも、数年たてば鹿島市も太良町も政策に回せるお金というのがもうマイナスになりますというグラフでしょう、あれは。このことから基本的に考えますと、合併をしたら住民サービスが低下しやしないかと、それは逆なんです。合併をしなかったら住民サービスができるどころか、負担もふえないと成り立っていきませんと、市町村がですね。そういうグラフがああいうグラフなんです。したがって、このことを私たちは十分に認識をしなければいけない。

これは、2年前、もう2年半ぐらになりますか。私たちが合併について、そろそろ鹿島でもという話になってきた段階とは全然違う様相を呈してきております。それはやはり、何といひましても、国の地方に対する施策、三位一体改革と政府は言っておりますが、こうい



う政策が非常に地方にとって厳しいものになってきたと。だから、あの時点と今と比べますと、明らかに合併した場合としない場合の財政的なシミュレーションというのは大きく違ってきているということが言えると思います。

さて、できるだけサービスは高く、そして負担は低くというもののいろんな料金とか税金とか使用料とかあります。これをちょっとわかりやすく四つに私は仕分けをしました。第1点目は、もうこの際今の現状に合わないものは廃止をしようと、それが一つあります。鹿島市は昭和54年に廃止をしておりますが、太良町ではまだあります。それは前納報奨金です、税金の。前に納めたら報償金が出ると、これ何%ですか、かなり高いです。今の超低金利のときに、これはやはり一つはお金持ちに有利なような政策でありますし、もう一つは、銀行から借りて前もって払った方が明らかに金利ざやが生まれて、その方がもうけると、こういうことに中身になっておまして、この際これは廃止をしようということで太良町の方も了承をいただいております。そういう、この際廃止をするというのが一つ。

それからもう一つは、合併時にはこのままの状態ですと突入をすると、そして、何年か後に十分協議をしながら一本化できるものは一本化していこうと、あるいは、そのままでいくものはそのままいこうと、こういうのが一つ。

それから三つ目が、この合併を機に、サービスは高い方に合わせる、負担は低い方に合わせる、この三つのやり方。一つ目は言いました。二つ目は、この中でも二つに分かれます。その二つ目の第1点が、国民健康保険税、あるいは法人市民税、あるいは固定資産税、こういう税に関して太良町と鹿島市が違っていると、税率が違っているようになっております。これはやはり今数カ月で住民説明をして住民の納得を得て、これを一本化するということは不可能です。したがって、これは今の状態のまま不均一の課税をしながら、太良は太良のやり方、鹿島は鹿島のやり方で、同じ市になっても5カ年間は不均一なままいいという合併特例法の規定が一つございます。それを適用させていただいてやっていると。例えば、国民健康保険税、これは個人分については鹿島市が高うございますが、世帯分については太良町が高うございます。それはもう少し分析しますと、太良町が1世帯当たりの人間が多いと、こういうからくりになっておるわけでありまして、しかし、これとても、例えば太良町立病院を充実させるようになっております。そうしますと患者がふえます。患者がふえますと国保税も高くなっていく、診療費が高くなっていきますからね。こういう仕掛けになっていくわけです。恐らく太良町は平成16年度、来年度で国民健康保険税もやっぱり一遍上げとかにやいかんというふうに言っておられますので、数年立てば、担当者同士の見通しとしてはほぼ並んでいくだろうと、鹿島市の国保税と太良町の国保税とですね。そういうのが近くなった段階で、これはやっぱり5年以内ということではありますが、大まか合意が得られるような状況になるんじゃないかと、こういう見通しを持っております。

それから、固定資産税は鹿島市が1.5%、太良町が1.4%、御存じのように、全国標準が

1.4%になっておりますが、鹿島市もいろんな変遷を経てきておりまして、この1.4と1.5の差額の0.1%というのは、都市計画税という意味合いが強いと。大体1.6%のときもあつたようではありますが、その後1.5%に修正されているという経過があるようでございますが、太良町はですね、太良町はといいますか、町村はほとんど都市計画設定をしていないんですね。したがって、都市計画の事業というの導入できません。鹿島市は都市計画道路の建設を試みたり、あるいは公共下水道の建設を試みたり、こういうことが都市計画の設定をしておりますと可能であります。その分の負担として0.1%鹿島市が多いということですが、これは今後太良町が一部でも都市計画設定をされるかどうかによって、またこれは違ってまいります。こういう動向を見きわめながら5年以内に1本にしていくと。

それから、市民法人税についても、数年かけて合意形成を図りながらやっていく。これで合併をしていいところは、例えば、農協なんかもその範疇に入りますが、太良と鹿島に本店ないし支店を複数持っているところは1本の税金でいいわけですね。鹿島にもある太良にもあると、会社が。そうしたら二つ払わにゃいかんやつたところは1本でよくなると、こういうメリットも生じてくるわけでありまして。そういう税についてはですね、合併特例法の5年以内に不均一を是正すればいいという特例を使わせていただくと、こういうことではありません。

それからもう一つは、同じサービスをやっております、鹿島市も太良町も。しかし、やり方が違いますので、これは時間をかけて一本化しないといけないというものがあります。例えて言いますと、敬老の日に敬老会等をやります。太良町はどちらかといいますと、節目節目に個人に祝い金をやっておられます。鹿島市の場合はどちらかという、敬老会を開催されるその費用として補助していると、こういうやり方の違いがございます。これはここ数カ月ですぐどっちも納得できるような形できませんので、今の太良は太良のやり方のまま、鹿島は鹿島のやり方のまま突入をして、時間をかけて、住民の皆さんも入れて、老人クラブ等と話し合いをして、そして一本化にしていくと、こういう例が一つであります。

それから、大きい3点目が、負担の低い方、あるいはサービスが高い方に合わせていくということですが、これはほとんどやっぱり太良町が負担が低いものが多いでございます。健康診断なんかそうであります。こういうものは太良町並みに合わせると、無料にしておられるものもありますので、無料にしていくと、これは数千万円の経費もかかりますが、このことは行政努力によって捻出ができるという見通しを立てております。これはとりもなおさず、太良町に合わせる、太良町に合わせるで何でん鹿島は言いよばってんと、そうじゃないんですよ、実は。太良町に合わせるということは鹿島市民がサービスがよくなるということなんですね。太良町の方が無料とか、こっちは有料にしているのを太良町に合わせるわけですから、鹿島市民にとっては、今まで有料だったものが無料になるわけですから、鹿島市民にとって有利、こういうことになるわけです。

以上のように、私たちはお互いを尊重し、対等の立場で協議を進めていくと。そして、私は会長として、鹿島市長として住民の立場、目線でこの合併協議を考えていく。そして、本来合併の目指すべきもの、可能な限り住民負担は低く、サービスは高く、こういう理念を高々と掲げながらその目標に一步でも近づけるように努力をしていくと、こういうことでやってまいりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

18番吉田正明君。

○18番（吉田正明君）

御答弁ありがとうございました。市町村合併についてはまだまだ市民、町民の中にもいろいろ意見の違いがあるようでございますけれども、こういう機会を、鹿島市も今この場面というのが何回となくケーブルテレビで放送されるわけで、市長が言われたことはかなり市民も理解できるんじゃないかろうかというふうに思います。

ただですね、何か目先論のような意見が鹿島にも太良にもあるわけですから、やっぱり長い目で見て辛抱する、そして、それで合わせるというような姿勢も必要じゃないかというふうに思います。

ただ、今反省するに、2市4町の場合はいろんな、はっきりしたメリット、デメリットというのが市民に理解できなかつたと、非常にデメリット分が何か前面に出過ぎて、本来のグローバルな都市、県としても七つか九つぐらいの案が示されたわけですが、今はもうそれどころじゃない、大変な数に区割りがなされているような、新聞報道しかわかりませんが、気がしております。そういう点ではどうしても太良と鹿島というのは将来のために避けて通れないような気がしてならないわけですが、太良、鹿島はまだまだその点の接合性が十分じゃないような気がしてなりませんけれども、この件についてはこれで私は終わりたいと思います。

鹿島市は第1次産業に占める割合が高く、基幹産業である農業、林業、水産業ともろもろの育成も急務であると思っております。WTOと日本農業を取り巻く諸問題、自給率が40%という現実、特に北鹿島地区は過去水害・干害常襲地帯でありましたが、今では肥沃な農地に恵まれ第1次産業の振興地として、米、麦、大豆を初め施設園芸など市勢に寄与している地域であります。

私が懸念するのは、1980年代よりパチンコ店の出店が相次ぎ、過去3店が撤去、1店が転売、現在改装して開店準備中であります。そして、現在3店が営業中ではありますが、さらに近々井手地区に大手のパチンコ店が今月の20日過ぎぐらいをめどにオープンの予定と聞いております。北鹿島地区はまさにパチンコ銀座と化しつつあります。

最近のパチンコ、パチスロは瞬く間に何万円という損失が発生するギャンブル性が極めて高い遊戯場であります。そのため貸金業者とのトラブルも絶えず、かつそのためによる家庭

崩壊等もふえ、あるいは、いつ近隣住民を巻き込んだ事件が起きるかわからないという側面を抱えております。

私の今回の質問の趣旨は、これ以上北鹿島地区にギャンブル施設をふやさないように地域住民の声として質問する次第であります。当局の御見解をお聞きしたいと思いますけれども、残された地区にそれらしきものが来る可能性は現時点ではもうなかろうかと思っております。

ただ、具体的にちょっと振り返ってみて、この席でなじむかどうかわかりませんが、北鹿島地区が8店舗、百貫に今の100万ドルの前にある建設会社がパチンコをつくられております。それまで含めて2店、そして、完全に撤去されたのがニューキング、ビッグラッキー、現在モナコ、バルーン、近々、大手のパチンコ店ダイナムが開店の予定であります。鹿島地区には4店舗、もう御存じの方も余りいらっしやらないかわかりませんが、現在セントラルというパチンコ店が1店営業しておりますけれども、前は新町の方に銀座、これは火事で焼けました。ニューキング、相生通りに1店舗のパチンコ屋がありました。浜に1店舗、ミカド、現在まで13店舗のパチンコ店が鹿島市もあったわけで、これが鹿島市の生産、そして、経済の波及効果につながるかという、私はこの点は疑問でありますので、今後そういうものがない健全なまちづくりを目指すべきだというふうに思っております。

基本健診についての御答弁ありがとうございます。市内のある病院長は、手おくれになった患者を診て、大腸がん検診を受けていれば、大便の検査を受けていれば助かったのにとぽつりと涙が出ますということで話をお聞きいたしました。

有明町、塩田町、太良町がその制度があって鹿島市がないというのはおかしいんじゃないかということであったわけですが、予算の都合で、地球より重い人の命が、一家の大黒柱が亡くなるということは、私は人命軽視にもつながりかねないということで、今後の対応、いろんな対策もお聞きしましたが、ひとつそういう点では十分配慮していただいて、今後そういうことがないように、新しいまちづくりも進むことありますし、そういうことでお願いをいたしまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。よろしく願います。

#### ○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

#### ○産業部長（山口賢治君）

吉田議員の御質問にお答えしたいと思います。パチンコ店の規制ということについては我々の範疇でございませんので、農地をどうしていくかということでお答えをしてみたいと思います。

まず、手順といたしましては、農振除外にかかわる規制なり、あるいは要件をクリアできるかどうか判断を、農振協議会の委員の意見を聞きながら取り扱いをするわけです。農振除外ができたこととしまして、次には農地転用の申請というのがあります。この農地転用申請

につきましては、農業委員会で農業委員さんの意見を聞きながら進めていく、そういうふうになっております。そういう手順がありますので、いろいろな規制なり条件がつけられるし、また、土地利用計画とかいろいろあります。そういう面の中でクリアができればというふうになってくるわけですけど、ただ、私たち農林水産課、あるいは農業委員会、こういうところでは農地を守るという立場で進めてまいりますし、乱開発なり、あるいはいろいろなものから農業を守るという立場に立って、そういう点を審査していきますので、なかなか厳しい条件がありますし、厳しい取り扱いになると、そういうふうに思っておりますので、先ほども申しましたように、簡単にクリアできるようなものはなかなかないんじゃないでしょうか、そういう感じがいたしております。

**○議長（小池幸照君）**

江頭建設環境部長。

**○建設環境部長（江頭毅一郎君）**

吉田議員にお答えを申し上げたいと思います。

現在、北鹿島地区につきましては、用途地域といたしましては、一部が危険性、あるいは環境が悪化する大きい工場のほかはほとんどの用途が建てられるということになっております。

それからまた、ほかには第2種の住居地域、これは主に住居の環境を守るための地域ということにも指定をされておるところでございまして、その用途につきましては、議員が申されますような規制ということには今のところではできないということになります。しかしながら、平成10年に鹿島市の開発行為等の指導基準というものを定めておりますが、これは鹿島市におきまして開発行為ということをする場合の指導の基準でございまして、これは開発をすることによりまして紛争が起こりますので、そういうことを未然に防ぐということでございます。その該当する基準というのは3,000平米以上でございますが、3,000平米なくても基準の適用が適切であるといった場合は、そういうふうな適用にもなるということでございます。例えば騒音とか、振動の対策、交通安全の対策、それから、日照権、生活の排水、ごみの問題等のいろいろな環境保全に対する注意の問題が出てきた場合にはこういうものも指導ができるということになっております。

いずれにいたしましても、これからのまちづくりにつきましては、いろいろな市の全体的な方向性を決めながらしていかなければならないんじゃないでしょうかと、そういうふうに思っているところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

以上で18番議員の質問を終わります。

次に、11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

11番議員の寺山富子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1点目が環境に配慮した取り組みを進めようということです。2点目が部門間の連携について、3点目が国産農産物を給食にということで、大きくは三つに分けて質問をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目の環境に配慮した取り組みを進めようというテーマで、グリーン購入の現状はどうなっているかについてでございます。

平成13年の4月1日に、循環型社会形成推進基本法のもとにさまざまなリサイクル法と一緒にグリーン購入法が施行をされました。グリーン購入とは、商品、サービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することであり、グリーン購入の推進は環境保全商品の市場を拡大し、商品を生産する企業に循環負荷の少ない商品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになるため、循環型社会システムの構築において極めて重要なかぎを握っております。わかりやすくこのことを言いますと、国などが再製品などの生産を率先し推進するというものでありますが、生産するには規模の大小によりコスト面からも商品の値段にも大きく影響してくると言われています。ですから、自治体の購入規模は地域企業や住民への影響力という点においてもグリーン購入を推進する効果は大変大きいものと思っております。ただし、このグリーン購入は目的ではなく手段であり、その目的は循環型社会システムの構築であるということをお前置きをしながら、以下質問をさせていただきます。

質問の第1点目でございます。

現在、鹿島市におけるグリーン購入の現状はどうなっているのでしょうか。質問の2点目でございます。購入する物品は一定のマニュアルなどにより決められていると思っておりますが、エコ商品の開発、進歩は著しいものがございます。マニュアルの改定などの問題も生じてきていると思っておりますが、その進歩をどういうふうと考えていらっしゃるのか。そして、今後の展開についてお尋ねをいたします。

以上がグリーン購入の件についてでございます。

次に、2点目の省エネルギーや水道の節水について質問をいたします。

省エネルギーを進めるためには、エネルギー、主に電気の消費状況を把握する。2点目が具体的な対応策を検討し、目標値や実際に取り組む対応のスケジュールと責任者を明確にする。次に、節水を進めるためには行動の変更による節水、また、設備の変更による節水、また、その他いろいろあると思っておりますが、などが言われております。当市における省エネについては既に取り組みがなされているところでございます。具体的な進め方、事例などについてお伺いをいたします。また、取り組んだ前後の状況を数値でお知らせさせていただきたいと思っております。

次に、大きな2番目の部門間の連携についてでございます。

環境と福祉の連携をどう考えるかという質問でございます。

行政の中では、自分の担当部署の範囲だけで物事を考えがちでございます。具体的に市役所内及び関連施設等の全部門、あらゆるところに存在をし使用されているものでわかりやすい例を二つほど挙げてお話をしたいと思いますが、まずは、台所用等の洗剤でございます。

鹿島市役所に関連するすべての建物、市庁舎はもちろん、学校、公民館、出先機関において湯沸器室ですね、または洗面、手洗い場、調理室は何カ所あるのでしょうか。また、そこで使用されている洗剤はどのようなものなのでしょうかということをご聞きしたいと思っております。合成洗剤、合成洗剤の液体のもの、または固形石けん等、多種多様なものがあると思っておりますが、どのようなものを年間どれくらい使用なされているのかをまずお伺いしたいと思っております。それとあわせて、市内の福祉作業所で生産されている廃油石けんの使用はどのくらいなされているのかも伺いをいたします。

合成洗剤が大半だとすれば、環境に負荷の小さいものを利用することと相反するということになり、河川や下水道にその排水が流れ込んでいる事実は行政としても無関心ではられないと思っておりますので、環境部門の見解もお伺いをいたします。

もう一つの例は、トイレットペーパーでございます。これもまた、すべての建物にあるトイレの数は、市庁舎、学校、公民館、関連施設など相当の数になってまいります。年間何万個というペーパーがトイレの中にほぼ消えていくわけですが、トイレットペーパーはどのようなものを購入しておられるのかお伺いをするものです。具体的にお答えいただきたいのは、古紙 100%のものであると思っておりますが、あるいは雑古紙というものがございしますが、によるものなのか、また、古紙 100%のものにしても漂白されたものを購入しているのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

次に、環境と教育の連携についてでございます。

具体的には、プール清掃にEM活性液の利用、また、トイレ清掃にEM活性液の利用、三つ目が給食用牛乳を、パックであります、それを瓶への検討について質問をいたしたいと思っております。

1点目のプール清掃にEM活性液の利用についてでございますが、EMを活用したプール掃除にはことしも全国各地での小・中学校で実施をされております。多くの実施をした学校では大変好評であるようです。EMでのプール掃除のポイントを申してみますと、EMを使うメリットとして、薬品が要りません、負担が軽減をされます、においが少ない、素足で作業がほぼできるということでございます。EM投入の仕方といたしましては、清掃の約1カ月ぐらい前にEM活性液等を投入いたします。前年の秋、冬にも投入をすれば、なお理想的と言われております。用意するものとしては、EM活性液、または米のとぎ汁、EM発酵液をプールの容量の1万分の1を目安に投入するというところでございます。必要なコストの目安としましては、EMは自分たちでふやすことができますので、1リットル当たり25円程度の費用で済みます。鹿島ではEMの活性液を市で用意されておりますので、この辺のメリット

はこれ以上に大きいということがございます。ぜひ来年のプール掃除が子供たちが楽しく快適に作業ができるようにEMの活用をと考えるものでございますが、教育委員会のお考えと、また、環境部の方の御所見をお伺いいたします。

次がトイレの清掃にEM活性液の利用ということでございます。

鹿島でEMじゃぶじゃぶ作戦と称しEM活性液のタンクを設置していただき、それをもとにして米のとぎ汁EM発酵液をつくり、多くの家庭でふろに入れたり、台所に使ったり、掃除に使ったり、そしてまた、トイレの掃除に使ったり、またこれを園芸等に使ったりと多種多様な用途に活用しておられます。また、市長、教育長を初めその効用、効果についてはほぼ実感として持つておられることと思います。この活動をぜひ学校や関連施設等へも広めていくべきと考えるものでございます。その一つとして、トイレ清掃に今回EMの活性液等の利用というものを願いますのでございます。

トイレのにおいを化学薬品を使わないで解決ができますし、便器の汚れもよくとれる。清潔なトイレ環境を保つためにとってもよいと好評でございます。

先ほど申しましたように、このEMのトイレ方法というものはトイレ内のまずごみを、これは一例なんです、ごみをはわいた後に便器、流し台、床などに、水が流せるところはEM発酵液を適宜薄めてジョロで流したり、またはスプレーで流したり、そのまま流しても結構なんです、流していきます。そして、ブラッシングをかけます。そういうふうにならば本当に簡単な方法でございます。また、水気を嫌う部分はぞうきんを固く絞ってEM活性液を使った水でふくと非常にぴかぴかとなるということでございます。これは多分自分の家でされている方は感覚としてわかっていただけたらと思います。使用方法というものもあわせながら、生徒の皆さんにはEMとは何かを説明をし理解を求めると同時に環境学習も同時に行うことが必要だと思います。学んだことを実践していく、それが安全な環境づくりへとつながっていくということを実感する体験学習の場でもあります。これにつきましても環境の方と教育の連携という立場で、環境と教育委員会それぞれの御所見をお伺いしたいと思っております。

次に、給食用の牛乳ですね、それをパックから瓶への検討について質問をいたします。

これにつきましても、一般質問で数年前にいたしておりますので、簡単に質問をいたしたいと思っております。

大手牛乳メーカーによりますと、紙パックは再利用する場合、一たんパルプに戻すため防水加工用のポリエチレンをはがしたりロゴの色素を抜く作業が必要である。瓶は洗浄だけで済み、水使用料が4割近く削減をされています。瓶の方が大変口当たりがよくおいしさが保てるということも言われています。環境負荷の面、おいしさ、飲みやすさの面からは瓶の方がすぐれておるとも言われています。環境と健康を重視する方向で牛乳パックから牛乳瓶へという検討がなされないものかということをお伺いするわけでございます。

昨今ですが、牛乳瓶がパックから瓶に変わるということがじわじわ復活していると言われ



ています。消費者の環境意識が高まり、紙パックよりも少し割高でも再利用しやすく、環境に優しい瓶への回帰というものが、これは給食ではなくて一般の市販のもので瓶へのものが進んでいるということでございます。これにつきましても環境の方と教育の連携という立場でそれぞれの御所見をお伺いいたします。

次に、大きな3点目でございますが、国産農産物を給食にということと、これは給食パン、また地産地消の取り組みについて質問をいたします。

近年、学校給食を軸に食教育のあり方や学校給食の持つ可能性も考えられるようになってまいりました。栄養士、調理員、教職員、保護者など垣根を超えて学校給食のあり方、望ましい学校給食を求める声が上がっております。

鹿島市における給食につきましては、私自身も何回となく一般質問をしてきたところでございます。食器、メラミン食器やポリカーボネート食器を磁器食器へと再三にわたる長年に及ぶ質問をした経過がございますが、現在磁器食器へと切りかえがなされております。これにつきましては、本当によかったと思っております。

米の地産地消についてでございますが、鹿島米とはなっておりませんが、県内産というふうになっておると思っています。パンにつきましては、輸入小麦はポストハーベスト、いわゆる残留農薬に関する安全性の問題で、国産小麦の使用をと再三一般質問をしてきたところでございますが、現在は、北海道の小麦を主に使用していると聞き及んでいるところでございます。

副食につきましては、地元でとれるものをと日々努力をされているというふう聞いております。特にふるさと食の日等を設けながら実施中でありまして、現在全国で地産地消の取り組みが進んでおります。地域でとれる、育てられる食べ物を子供たちに出したいという気持ちで給食づくりをやってもらっているということで感謝をしたいと思っております。

私は、鹿島の給食のあり方は、今申しましたように、食器が磁器食器になりました。米も県内産が使われるようになりました。パンも国内産というふうになりました。副食も地元のものたくさん使っていらっしゃるといふ、全国的に見ても取り組みが大変進んでいるように思っています。

このような状況であります。さらに安全を食べさせよう、元気に育っていく子供たちをということで、以下質問をさせていただきます。

鹿島の農産物の給食への地産地消についてでございますが、給食パンは、先ほど申しましたように、国産小麦使用となりました。佐賀県の給食の国産小麦のパンの小麦は北海道産が6割で佐賀県産が4割ということ聞いておりますが、鹿島では北海道産というふう聞いておりますが、全部が北海道産なのか、その件について、使用状況についてを詳しくお伺いしたいと思います。

また、鹿島には能古見で生産されているチクゴイズミというものがございますが、このチ

クゴイヅミでの給食パンの研究、また検討はなされているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

次に、地産地消の取り組みは地場産業の振興に大いに役立ちつながっていくわけですが、それに加え地産地消の取り組みは子供たちに伝わってこそ意味があります。学校給食は教育と言われています。何のために地産地消をやっていくのかといえば、子供たちがこの取り組みを通して食べ物に対する正しい認識を持てるようになるためでもあるわけです。教育の現場における地産地消の考え方、取り組みなどどのようになされているものかお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

藤田財政課長。

**○財政課長（藤田洋一郎君）**

寺山議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

ちょっと質問が多岐にわたっておりまして、私の方からは、整理をさせていただきますけれども、1番目の御質問のグリーン商品購入の状況の部分ですね、その部分と、それから、大きな2番目になります、環境と福祉の連携という中での洗剤、トイレットペーパーという具体的な御質問がございましたので、こちらにつきまして市の購入状況あたりを御説明させていただきますと思います。

まず、1点目のグリーン商品購入の状況はどうなっているのかという中で、9月の一般質問の中で水頭議員の方からも質問がございまして、そのときに数字あたりは細かく上げておりますけれども、基本的に鹿島市役所の取り組みといたしましては、先ほど議員申されましたグリーン購入方法の法律の制定を受けまして、平成13年に地球に優しい環境づくりのための鹿島市役所行動計画、こういうものを策定いたしております。そういう中で、グリーン購入を推進するという事で、具体的な目標設定を行ってエコマーク、グリーンマーク商品の購入推進を図ってきているところであります。

大きくいきまして、グリーン購入の推進につきましては3点目標がございます。まず、文房具類、紙類については環境に優しい物品の購入率を100%とする、これがまず第1点でございます。これにつきましては、平成14年度の実績でいきますと、財政課の集計ではまだ49.2%程度となっているところでございます。文房具類についてはそういうことでございます。

それから、紙類では、できるだけエコ商品の購入ということに努めておりますけれども、グリーン購入商品というのは物すごく程度が、程度といいますか、規格が高うございまして、トイレットペーパーにつきましても、古紙100%であっても中のしんが水に溶けるものでなければグリーン商品と認めないとか、そういった厳しいハードルがございまして、この部分につきましては、古紙含有率100%のものを購入しておりますけれども、まだまだグリーン

購入法基準はクリアしていないというところになっております。

それから、2点目、コピー紙については、古紙含有率70%以上、かつ白色度70%以下のものを使用すると、こういう目標を立てまして、これにつきましては、もうすべて100%達成をいたしているところでございます。

それから、3点目の目標といたしまして、リサイクル商品の購入に努めるということで掲げておりますけれども、これらにつきましては、なかなか、何と申しますかね、特殊な品物、給食センターでの機械類とか、浄化センターでの備品類、消耗品類とか、学校における備品類と、こういった特殊なものがございまして、なかなか購入種類が多岐にわたっておりまして、また、購入課での取り扱いがまちまちというところもございまして、このあたりにつきましては、まだ達成率、目標を達成していると、100%頑張っておりますとは言えない状況になっているところでございます。このあたりにつきましては今後さらに全庁的な取り組みの強化ということで、具体的に申しますと、平成16年度の予算編成方針の中で具体的にグリーン商品の購入を進めなさいという指示もいたしておりますところで、そういったところで取り組みを進めていきたいと思っております。

それから、あと調達マニュアルでございまして、調達マニュアルと、基本的に小さな一つ一つの物品について、この商品をと、そういった小さなものまでは今のところ決めておりません。ただ、国の方がですね、国のグリーン商品の購入マニュアルというのを策定いたしておりますので、それを見ながら、準用しながら、なるべくグリーン商品を購入していくという取り組みを進めているところでございます。

それから、2点目の環境と福祉の連携の中の洗剤の使用状況はどうかという御質問があったと思います。それから、トイレトペーパーの使用、購入状況ということについてお答えをいたしたいと思っております。

鹿島市で購入する洗剤につきましては、大きく分けまして使用箇所を3カ所にちょっとくくらせていただきたいと思います。まず、全庁的に使用する。鹿島市役所、それから公民館ですね、それから、学校あたりにつきましてはまず一つのグループと、それから給食センター、こちらはもう大量に機械を使用しますので、機械専用の洗剤あたりを使いますので、これがまたちょっと一つのくくりとして給食センターと、それからもう一つは、みどり園も同じような機械がございまして、ここは小規模でございまして、その三つ分けまして、洗剤につきましては説明をさせていただきたいと思っております。

まず、本庁関係でございまして、ちょっと具体的にと言われましたですけれども、大分大きく分かれております。ちょっと分けまして、石けんが年間で約161個です。それから、あとファミリーフレッシュ、これは液体の洗剤だと思いますけれども、このあたりが約80本ぐらいです。ですから、金額にいたしますと約28千円程度の購入料、これ14年度でございまして、これは本庁、公民館合わせましてです。それから、あと大きい給食センターでございまして

れども、こちらは食器洗浄器用の洗剤とか、いろいろ業務用のものがございます。そういうことで一つ一つが、例えば、リパンという洗剤がございますけれども、このあたりは10キロ単位で購入いたしておりますけれども、このあたり全部入れまして、給食センターで年間約567千円程度の購入のようでございます。それから、みどり園につきましては、食器洗浄用の洗剤ということで、20リットル缶を2缶ですので26千円程度でございます。

それから、トイレットペーパーでございますけれども、トイレットペーパーにつきましては、まず市長部局と教育委員会部局と二つ分けて御説明を申し上げたいと思いますけれども、市長部局では平成14年度実績で約1万8,000個購入をいたしております。金額にいたしまして550千円程度となっております。それから、教育委員会の学校部門ですね、学校関係では、平成14年度実績で約2万個、580千円程度の購入、そういう実態になっております。

このトイレットペーパーについてどういった購入をしているのかということでございますけれども、トイレットペーパーにつきましては、基本的に鹿島市内で回収しました牛乳パック類を引き取っていただいております牛津のコトブキ製紙株式会社、こちらの方の製品を製品指定いたしまして購入をしているところでございます。コトブキ製紙のトイレットペーパーにつきましても、再生紙100%ということで、エコ商品ということになってはいますが、どうしてもしんの部分がまだかたい部分で水に溶けませんのでグリーン商品にはなっていないということでございます。

それで、議員先ほど申されました、何というですかね、漂白剤を使用していないかというようなお話もされたと思いますけれども、こちらについてはメーカーの方に問い合わせをいたしております。確かに、塩素系の漂白剤を、コトブキ製紙さんですけども、漂白剤を使用されているみたいでございます。ただ、最終的に製品出荷のときには残留塩素がほとんどゼロに近いということで、水道水よりも低い数値で製品は仕上がっているというようなお答えをいただいております。コトブキ製紙さんとしましては、今後につきましても環境面に配慮しながら、塩素を使わない製造工程も検討しているというようなこともお聞きをしているところでございます。

私の方からは以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

唐島総務部長。

**○総務部長（唐島 稔君）**

市役所の省エネということでお尋ねの2点についてお答えをいたします。

まず、市役所の具体的な取り組みという御質問ですが、これは地球に優しい環境づくりのための市役所行動計画という計画を平成13年4月に策定をいたしております。そして、この中で温室効果ガスの削減、それから、エネルギー消費の削減、これに取り組んでおりまして、毎年この実施状況を点検して、この結果を市報で10月に公表をいたしております。

それから、2点目の取り組み前後の数値ということですが、この市役所で取り組んでおります温室効果ガス削減の項目が9項目ございますので、9項目については申し上げます。重立った電気と水道の使用量について前後の実績、これは11年度と比較をするようにいたしておりますので、その数値を申し上げます。概数で申し上げます。平成11年度の実績、電気です、290万キロワットアワーです。それから14年、310万キロワットアワーです。それから、上水道の使用量、9万立方メートル、9万トンです。それから、14年度の上水道の使用量、9万1,000トンです。以上が御質問だったかと思えます。

それから、庁舎の流しの箇所という質問をなさいましたですね。流しの箇所ですけれども、メインとなる流しは各階に1カ所ずつを設けております。それで、補助的なものが何カ所かありますが、これは使われたり使われなかったりしておりますので、この分は省略をいたします。各階に1カ所がメインの流しになっております。

**○議長（小池幸照君）**

北村教育次長。

**○教育次長（北村和博君）**

寺山議員にお答えします。

EM菌をプールやトイレ清掃に活用の検討をとということでございます。

寺山議員からは、これまでの一般質問において、学校現場においてEM活用をとということで何度か質問がなされております。これまでの答弁は、EMの効果やEM菌は無害なのか有害なのかについてはまだほとんどの人が認めるまでには至っていないと。現在は試行的な段階であり、実験と実証を重ねて個々の活用例を参考に判断をしていくという答弁、また、学校教育の中で扱うには安全面に対する十分な情報や配慮が必要であり、各事例を参考に検討を加えてまいりたいという答弁をいたしております。

教育委員会の現在のところの見解といたしましても、子供たちの集団生活の場である学校においては、無害か有害なのかという安全面に対する不安が残る状況、この不安が残る状況につきましては、国、県等の公的機関のお墨つきがないという状況においては、子供の体に触れる、また、子供が吸引する、のみ込む可能性もある中で、身体に及ぼす影響について懸念や想定がされますので、そういうことによりさらなる検討を加えてまいりたいということで考えております。

次に、給食時牛乳をパックから瓶へということで、リターナブルシステムの推進ということでも御質問がっております。

この質問につきましても、ことしの6月の一般質問になされております。教育委員会といたしましては、牛乳パックを今後も使用していきたいというふうに考えております。

リターナブルシステムの推進につきましては、6月の議会でもお答えをいたしましたけど、このシステムの推進については否定する考えは持っておりませんが、牛乳パックを瓶への変

更については、重量面、安全面からということで、まだ問題があると考えております。

また、瓶の使用につきましては、最大で45回程度の使用に耐えるということで45回程度になりますと割れる可能性があるということですね。永久的ではないということで、そういうことも考えられますので、今のところ牛乳パックで給食時の牛乳を進めていきたいというように思っています。

次に、国産農産物を給食にと。給食パンに国産小麦の使用ということで、この質問も過去になされております。

当時につきましては、外国産の輸入穀物の使用でございまして、安全性の面から問題があるのではないかと趣旨の質問であったと思います。

現在、鹿島市の学校教育パンで使用しております小麦粉はニシノカオリとハルユタカという種類でありまして、産地は全部北海道であります。100%が北海道産のニシノカオリ、ハルユタカという小麦を使用しております。

チクゴイズミの給食パンとしての試作結果でございまして、ソフト感がないとか、ぱさつき感がある、食感としてぱさつき感が強いと、製造工程においてはべたつきがあり作業の効率が悪いというなどの感想でありました。ニシノカオリはパン用として開発されたものでございます。チクゴイズミにつきましては製めん用として開発されたということをお聞きいたしております。

地産地消の取り組み状況ということでございます。

地産地消の取り組みの目的でございまして、佐賀県内には全国に誇れる多彩な農産物を生産しておりまして、次代を担う子供たちに食用や農業に対する理解の醸成を図り、また、身近なところで生産されたおいしい安全な農産物を食べるということを通じまして、ふるさとに対する愛着を高めるという目的がございまして。

実績でございまして。これは1学期の実績でございまして。15年度の1学期の実績を申し上げますと、主食につきましては、100%が県内産の米を利用しております。牛乳についても100%でございまして。佐賀県を申し上げますと、佐賀県の実績でございまして、佐賀県につきましては、主食が71.6%、牛乳につきましては100%となっております。副食でございまして。副食につきましては、鹿島市における県内産の消費状況でございまして、46.1%、佐賀県の平均では41.0%という数字でございまして。畜産物につきましては、牛肉は、鹿島市におきましては76.7%、豚は100%、鶏は95.9%となっております。佐賀県の平均では、この牛肉、豚、鶏の合計で約60%となっている状況でございまして。

地産地消の取り組みにおきます鹿島市の給食センターの取り組みでございまして。

ふるさと食の日の支援事業を実施しておりますけれども、そのときには生産地の確認とか現地確認をいたしまして、また、生産者の声を聞きながら、そして、子供たちに対しまして地場産品の資料を配布しているというような活動をいたしております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほど申し上げました数値につきまして、ちょっとこの条件を付しておりましたので、付しておりましたことを申し上げ損なっておりましたので、ちょっと追加して御説明をさせていただきます。

先ほど申し上げました電気、水道、それから、この9項目の分につきましては、市役所の本庁、それから、水道の庁舎、小・中学校、それから、地区公民館、それから、公園とか体育館などをまとめた公共施設全体のものであります。ただし、消防施設とか、それから市営住宅、それと、11年度では存在しなかったエイブル、ここは含まれておりません。以上を追加させていただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

寺山議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の洗剤等についての見解ということでございます。

石けんと洗剤、合成洗剤の特徴といたしましては、石けんがすぐれておりますのは、水にすむ魚、また、微生物などへの毒性が低い点と言われております。それから、合成洗剤等に使用されております界面活性剤、これは公共下水道や合併浄化槽ではほとんど分解されるということですが、洗濯排水が直接小さな川等に流れ込むような場所では生態系に影響を与えるおそれもあるというような見解もございます。

また、同じく界面活性剤のうちに、L S Sなどの幾つかは特定化学物質の把握と管理・促進法という法律の対象にも指定されておるところでございます。

こういった中で、横浜国立大学の太宅助教授が提案をなされておりますけれども、排水方法で使い分けるといようなことと言われております。生活排水が処理されずに小川に流れ込むようなところは石けんと、また、水源の湖など有機物を減らす必要があるようなところでは分解性のよい合成洗剤等がいいのではないかとというような、もろもろの理由がございます。

合成洗剤を単に石けんにかえるだけでは水環境の問題がすべて解決するわけではないと、両方とも使用量をなるべく減らし、総合的に環境負荷が小さい方法を探る必要があるといようなことを言われております。

議員が御質問のように、石けんについての市役所内での使用については、担当課としてでもぜひ利用してほしいということでございますけれども、全体的な総合的な中では今後また

そういった、今申しましたようなことで環境負荷の小さい方向を探る必要性があるかと思  
います。

それから次に、プール・トイレ清掃としてのEM活性液の使用ということで教育委員会  
の方に御質問がありましたけれども、これについての見解でございますが、今私たちがやっ  
ておりますEMじゃぶじゃぶ作戦の中でEM活性液は市民の方に配布しております。これは住  
民の方が日々生活の中で使っていただいております、これは推進協議会の方で事業をやら  
せていただいております。

学校ではまだ安全性等の確認がされていないというようなことで使用は考えていないとい  
うことでございますので、私どもの見解としては、将来使われることがあれば、お手伝いす  
ることがあれば協力はしていきたいと。

それから、環境問題、環境教育についての御質問もありましたけど、今市内3校の小学校  
でEMだんごによる取り組み、環境教育をやっていただいておりますが、これについても私  
どもの方からもそのつくり方等について一緒になってつくってだんごの投入をいたしてお  
るところでございます。

それから、牛乳瓶の使用については、担当課としては取り組んでほしいと思っております  
が、これはあくまでも先ほどお答えがありましたように、教育委員会の方での御判断でされ  
ることであると思っております。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

EMじゃぶじゃぶ作戦に対する環境下水道課のとらえ方と教育委員会のとらえ方、私が聞  
いておって若干ニュアンスが違うような気がしますので、私が統一して、市長としての統一  
見解を申し上げますと、EMじゃぶじゃぶ作戦については、可能性としては秘めているんじ  
ゃないかということで、今試行的にいろんな局面でテストをしております。これが100%  
安全だということの確証がまだ我々つかめませんので、しばらくの間こういう試行的なも  
のをやっていくと、こういうことで統一的な見解とさせていただきたいと思えます。

**○議長（小池幸照君）**

11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

2回目を行っていききたいと思います。

グリーン購入の件については詳しく御説明をいただきました。ずっと1点目からまた行っ  
ていききたいと思います。

グリーン購入をすることというのは、環境配慮型の精神を市場を通じて開発推進するとい  
うことにつながっていくわけですね。それで、私たち購入者は環境に与える負荷ができるだ



け小さい製品を優先的に購入を進めるということで、こういう自治体もですが、それぞれがする必要があるのでございます。また、大量購入者である自治体は、責任というものや影響力というものがあるわけですので、それを認識しながら、事業活動といひますか、購入活動を繰り返す、こういうふうな事務活動を行う中で積極的に取り組んでいかれているわけですが、さらなる努力をお願いするところでございます。

今後これらの取り組みを、公営企業や、また小・中学校ですね、それぞれさらに拡大をし運用をしていく中で、問題点とか改善点がそれぞれ出てくるかと思っておりますので、その辺を洗い出しながら環境改善の効果を上げ、環境に配慮をした鹿島市まちづくりへとつなげていくということが市政が目指す循環型社会をつくっていく第一歩だと考えるところでございます。

ということで、鹿島市としては、自治体としては今のところ、13年から法律がつくられましてからずっとやっていただいておりますが、市役所内部のグリーン購入に今はなっているところなんです、これを具体的に企業とか、また、それぞれの家庭において行動をさらに進めることが今度は大変重要であると考えています。そのためには、必要な情報を適宜提供するということが非常に大事だと思っておりますので、こういうふうなことについては今後どのように事業展開をなされていくのか、そのことをまず2回目でお伺いさせていただきたいと思っております。

それから、エネルギーや水道の節水についてのことでございますが、このエネルギーのところには水道の節水というのを設けましたのは、雨水利用の検討について質問をさせていただきたいと思っております。この件については数年前にも雨水利用ということで質問をいたしておりますが、水道の節水を進めるためにもぜひ私は雨水利用を研究していただきたい、検討を進めていただきたいということでございます。

この雨水利用、雨水ですね、を利用するには三つの役割があると言われております。一つ目が、自前の水源をつくる、大切な自然の恵みである雨水をむだに流す手はないということでございます。自前の水源として有効に活用していくことが必要だと思うわけです。2点目の役割としては、洪水、また、浸水を防止するというところでございます。降った雨をためると一挙に雨水が下水道に流れるのを防ぐことができますし、都市型洪水と言われているような浸水の防止にもつながっていくわけでございます。三つ目が災害時に対応する。ためた雨水は初期消火や、災害時に水道がストップしたときなどの非常時の生活用水ということで役立つということでございます。これは淡路大震災、いろんなああいうふうな地震等が起こったときにはこの雨水が大変有効に働いたということも聞いております。この三つの役割がございいます。

また、雨水の利用と用途ということで、建物の屋根、ベランダ、その他の地面以外の部分に降った雨を貯留し、必要に応じて沈殿ろ過などの処理をした後に雑水水源として水洗トイレとか樹木などの散水、洗車、防火用水、空調冷却補給水などに水道水でなくてもよい用途

に利用ができるわけでございます。雨水の役割、雨水の利用ということで少しだけ述べてみました。

今では全国の多くの自治体で雨水利用を促進するための助成制度を設けたりというふうなところもたくさんございます。200カ所の自治体ぐらいで今既にやっているということ聞いております。

今回の質問は、当市におきまして利用できる施設、場所、学校などについての雨水利用の検討、研究をぜひ進めていただきたいというものでございますが、今後この件につきましてどういうふうと考えていらっしゃるのか、進めていくお考えがあられるのか、市長の御所見を賜りたいと思うのでございます。

次に、環境と福祉ということで連携をとということで質問をさせていただきました。部門間の連携についてでございますが、今回の質問では、合成洗剤とか廃油石けんの洗剤ということを掲げて質問をするところでございます。合成洗剤、また廃油石けん、これは普通の石けん、洗剤を私は申しているのではございませんが、一応作業所などでつくられました廃油石けんですね、この二つを考えた場合、どちらが環境に負荷をかけるかという問題は、毒性については、合成洗剤というものは界面活性剤を使っておりますが、廃油石けんの方は界面活性剤を使っていないということで、この部分では廃油石けんの方が有利ではあるかと思えます。純粋な植物油からできたものではありませんですね、廃油石けんというものは。ですから、石けん、洗剤とは異なるわけですので、全体的にそういうふうな毒性とかものについてははっきりした結論はまだ出ていないというところで、その部分については深くここで踏み込むことはできませんが、個人的には石油や化学薬品から直接つくられた合成洗剤よりもですね、一度食用油として本来の任務を全うし、ごみとして捨てられるべきの廃油を利用してつくられた廃油石けんの方が環境的に見たら幾らか私はすぐれているんじゃないかなというふうに思います。これは私の見解であります。

さて、ここからが今回の質問の本題でございますが、部門間の連携であります。1回目の質問では環境の見地から行いましたが、同じことを福祉の立場から質問をさせていただきたいと思えます。

この洗剤の件でございますが、廃油石けんは、御存じのように、鹿島では福祉作業所、グループさわやかさんとか、ひまわり作業所などでつくられております。廃油石けんといえますと、手づくりで、品質は関係がなく、リサイクルが目的でつくられているようなイメージが強いわけでございますが、品質管理を十分に行った商品であるということでございます。こういうふうな授産施設でつくられておりますから、性能の不足分は福祉で補ってもらおうというものでは決してありません。現在どうしたら売れるのか、どうしたらいい商品ができるのかということで、それぞれの作業所では一生懸命考えながらつくっておられる状況です。

この廃油石けんにつきましては、平成8年ごろをピークに非常に売れております。ですが、

世の中の不景気とともに、残念ながら売り上げがもうだんだんと落ちてきているようでございます。福祉作業所では市民の皆さんの廃油の持ち込みをしていただきながら、作業所の皆さんの手で廃油石けんをつくって、市民の皆さんに買ってもらい利用してもらいたいという働く喜びと同時に、その売り上げにより作業所の方々の賃金等に回っている、ボーナスの一部にもなっているということでございます。

作業所では少しでも多くの賃金を、またボーナスをこういうところで働く仲間の皆さんに1円でも多くの賃金を払いたいということで一生懸命頑張っておられますが、ことしは、年間ボーナスを15千円1人に予定されていたということなんです、この半分にも満たないものしか払えるような状況ではないというぐらいの売れ込みの落ちぐあいでございます。ということで、本当に肩を落としておられるような状況です。

市民の方にもっとPRすること、使ってもらおうこと、ということと同時に、まずは今回申しましたように、グリーン商品ということでもありますので、市役所等で、また関係施設、いろんなところがあると思いますが、学校等も含みますが、そういうところでこういうふうな廃油石けんですね、福祉作業所で一生懸命つくられたものを買っていただく、そして、利用していただくということをぜひ具体的に検討してもらえないかというものでございます。障害者の雇用の創出ということでことしの6月の一般質問でもさせていただいたところでございますが、なかなか現実的に実るものとはなっていないようでございます。今実行をしておられます事業の中身を少し目を向けてもらう中で、雇用の充実、また向上へとつなげていくことができたというふうな気持ちでございます。

ちなみに、市民の方々が使った廃油、食用油などをフライパンからペットボトルに入れて作業所の方に持ってきてもらっているということですが、商品が何せだぶついておりますので、つくることがなかなかですね、どんどんどんどんつくったらまた商品がだぶつくということで、せっかく持ち込んでいただいた廃油を理由を言いながら持ち帰っていただいているというような状況も現在ではあるそうです。また、その廃油をもらっていてもいいんですが、それを置いておく場所がまず少ない。そして、廃油ですので、酸化しますので長くそれを保存するというのも今の作業所では不可能ということで、せっかくリサイクルの循環ということで市民の皆さんが持ってきていただいても、そこで循環がとまっているというような状態であるようです。このことにつきまして、温かい御所見を賜りたいと思います。

次に、トイレットペーパーについてでございますが、近ごろでは再生紙100%というものを利用する人や事業所もふえて、鹿島市役所においても、先ほど御答弁いただきましたように、古紙100%、しんがまだ溶けないということなんです、100%ということでございます。私もこの再生紙でトイレットペーパーは十分であると思っていたわけですが、この再生紙にも実はいろいろなものがあつたことを最近知りました。一番の誤解は、再生紙と名がつけば材料はどれも同じ古紙を使ってあると私自身思っていたわけですが、ところが、トイレッ

トペーパーにリサイクルされているのは、古紙の中でも上質なものです。選別された古紙であって、紙なら何でもよいというものではないということでございます。現在は、紙さえあればあらゆる紙を原料にできる雑古紙ですね、雑古紙 100%というリサイクルの品質の面でも一歩進んだ製品がつくられるようになってきております。

ほとんどのトイレトペーパーは、先ほどコトブキ製紙で漂白されているのは塩素系の漂白剤ということでございましたが、塩素系の、または酸素系漂白剤を使用しながら漂白をされております。雑古紙を使用し、完全無漂白、不要な薬品は一切使わないで環境に配慮したトイレトペーパーをつくることになされているというふうな商品が現在つくられているわけです。漂白をしないから真っ白というわけには、これはなかなかいかないということですが、使うには全く支障がなく、水で洗った古紙パルプを高温の熱で乾かしてつくるので衛生的に何の問題もないということでございます。もう一つの方法では、完全無漂白でつくってはいるが、ただし、古紙洗浄の際、苛性ソーダ、これは石けんの原料であります、これを使用しているため、水だけで洗浄するものより白くなるという、二つの方法があるということで、こういったこだわりのトイレトペーパーも全国の製紙会社、または授産施設などでつくられ、もう今既に市販をされております。

白さのためにダイオキシン汚染を招く塩素を使うのは論外であると考えます。無漂白の表示も、塩素漂白していないという意味で酸素系漂白というものであるようです。この酸素系漂白剤も染色体異常が報告されている化学物質でありまして、白さのためならそれも使わないでほしいというものでございます。

今購入している製紙会社はコトブキ製紙ということですが、このようなこだわった環境に優しいトイレトペーパーを生産してくださるよう、生産者であるコトブキ製紙にぜひ消費者である本市として検討をお願いすることはどうかということでお尋ねをしたいと思います。

先ほどの御答弁の中には、コトブキ製紙さんの方では、漂白剤を使わない方法を現在検討していらっしゃるというふうな御答弁でありましたので、それを聞いたら、こういうふうなことを本市が申し出ても可能であるんじゃないかなということを私としては思いますので、ぜひコトブキ製紙さんの方にそのことをあわせてお願いして下さるようお願いしたいと思います。

トイレトペーパーにはちなみにこういうふうなものがついています。これは本当に牛乳パック再利用というのが書いてあるわけですね。今のほとんどの古紙利用のトイレトペーパーというのは、牛乳パックの再利用が主だそうです。私が家で買っているものもやっぱり牛乳パック再利用というふうにきちんと書いてあります。こういうふうな牛乳パック再利用の良質の古紙ではなくて、雑古紙と言われる、本当にいろんなものが利用できるような、少しは悪くてもトイレトペーパーというものは私は利用できると思いますので、また、漂白

しなくてもできると思います。というのは、日本こそですね、日本が一番トイレットペーパーの白さにこだわっている国だと言われています。そういう意味で、白さは、さっき言いましたような方法で無漂白のトイレットペーパーも今つくられておりますし、コトブキ製紙でも考えていらっしゃるということですので、ぜひこれについてはお願いをしたいと思います。

次のEMのトイレ清掃とプール清掃についてのことでございますが、市長の答弁、教育次長の答弁ですね、それぞれありました。安全性とか、そういうふうなものがまだまだ確認がなされていないということでした。有害か無害かということですね。それから、身体に及ぼす影響、まだ国、県のお墨つきがないということが申されましたが、こういうことで私たちの鹿島市ではこのプール清掃とか学校の現場とかは使うことがなかなか可能になってきません。ですが、全国の多くの自治体ではもう既にこういうふうなものを使っているところがあるわけですね。やっぱりそういうところを参考にはなかなかしてもらえないのかなと非常に残念であります。

ちょっとだけ御報告をさせていただきたいと思いますが、このプール掃除をするに当たっては、岩手県なんかでは教育委員会等が推薦をしておって、岩手県の全校がEMをプール清掃に投入し清掃が楽に、またらくらく楽しいプール清掃というふうなことで載っておりますが、短時間でできたということでございます。

本当に藻が生えると思いますが、そういうような藻も簡単にとれるし、作業するときのぬめり等もないということでございます。薬品を全く使用せず、素足で作業ができるということで、これは埼玉県の話なんですけど、ここの校長先生みずからが写真つきで出されておりますが、「以前は汚れやぬめり感をとるためにクレンザーなどの洗剤を使用せざるを得なかった。しかし、EMを活用することでその洗剤類は一切必要なくなり、子供たちが楽しく快適に作業ができるようになり、本当にうれしく思います」というふうな、EMを利用した場合の掃除について校長先生みずからがこういうようなコメントを出されたりしておりますので、もう県の教育委員会がこれは推薦をしているというところもたくさんございます。こういうふうなものにもぜひ私は目を向けてほしいと思うわけです。これはトイレ清掃でも全く同じことなんですけど、こういうふうなものをしながら環境を学んでいく、そして、自分たちの体験学習として、そして、目の見えるところできれいになっていくということで、それぞれの環境の勉強にもなっていきますし、環境にも関心も抱くことになってきますので、これは何で今の時期にしたかといいますと、既に夏場は通り過ぎましてプールには水が今いっぱい漂っています。そのプールをそのままにしておいて、来年の夏場の前ごろにそのプール清掃をされるわけなんですけど、そこにはやはり薬品を投入し、そして、子供たちが一生懸命ごしごしやるわけですね。そのとき薬品を使うということはプールいっぱいの水に薬品を使って、それがまた流れていきますね。その環境の負荷ということもございまして、やはり子供たち

のこういうふうな環境に対する楽しい環境教育といますか、そういうようなものにもぜひ目を向けてほしいと思いましたので、今の時期に決めていただいて、来年こういうことを実施されるには、もう今か3月議会しかないなと思いましたので、また3月議会をお願いをしたいと思います。今回なかなか無理だったようですので、まだ時間がございます。ぜひそういうふうなところの研究事例などを見ていただきまして、ここではまだまだ間に合いますので、多くを申しませんが、そういう事例等を見ていただいて、子供たちの安全とか、国がこれをまだ認可をしていないとか、そういうふうな分野ではないわけですので、これで病気になった人がいるとか、EMを間違えて飲んで病気になった人はおりません。

というのは、EM活性液というのはコーラとそっくりなんですね、2リットルのペットボトルに入れたら。こういう方がいらっしゃいました。EM活性液をつくって冷蔵庫の横に置いておいたら、そのだんなさんがコーラと間違えてそれを仕事場に持っていったと、そして、それを飲んだら何か酸っぱい味のしたけんが、「きょうんとは何やったな」と言われて、「あら、あいつ持っていったとね。あいつはEMやったとこれ」と言っていて、その方は全く病気はなさっておりません。私は「よかったね、健康になんしゃいよ」とか言いました。それくらい飲めるわけですね。別に私自身もずっと飲んでいきます。病気を直す力が反対にあるわけですね。というのは、こういうふうなEMの勉強をするわけでありませぬので。抗酸化というのがEMの主な成分なんですね。そういう意味で発酵食品とか申されておりますが、発酵菌が60種類ぐらいのあれが入っておりますので、これはもう、これお墨つきと私は思っておりますので、ぜひ今後勉強する、また、それをいろんな事例等を聞かれる時間がまだまだございますので、トイレ清掃について、またはプール清掃についてはお願いをしておきたいと思っております。

それから、給食に関する国内のものということでございましたんですが、チクゴイズミについてはめん製品をつくるための小麦ということで、今私の質問に対し御答弁がございました。このことについて鹿島市の能美の郷ですね、5年ぐらい前から中山間地活性化事業ということで助成金をもらいながら能古見のところで、JAさがみどりの方と能古見地区のお母さん方が一緒になってこういうふうなものを始められております。

チクゴイズミは、さっき言われましたように、パンをつくったら、そのつくった直後はふわふわでおいしいということで、つくった後、冷たくなったら、さっき言われたような、かたさとかふわふわ感がないとか、あんまりいい評価がなかったようですが、それにグルテン3%を加えることでおいしいパンができたということで非常に今喜ばれていて、給食にも少しずつ使えるようになるんじゃないかというふうな、これは希望的観測ですが、言われております。佐賀市なんかは地元の小麦を給食で使えるようにということで、地元のパン屋さんに、業者さんに試作をお願いするなどしながら現在に至っているわけですね。ということで、鹿島もぜひチクゴイズミにこだわらなくてもいいと思いますが、地元の方にやはり

小麦等の生産をお願いし、そして、その小麦で私たちの子供たちがおいしいパンを食されるように研究等をですね、そういうふうなJ A等と一緒にやっていくことを私はお願いをしたいと思いますが、この件についてまた御答弁をお願いしたいと思います。

それから、これは東京都立食品技術センターというところで、職員素材製造の共同開発を東京都と一緒にやっているところがございますが、小麦から抽出したたんぱく質、これはグリヤジンというものだそうですが、これを国内産の小麦に加えますと、大変おいしいパンが今使っている製パンの機械でできるということで、本格的な適用が可能であるかどうかということが今東京都では研究がなされているということでございますので、こういうことも今進んでおりますので、ぜひ連携をとっていただくことができると思いますので、研究等を進めてほしいとあわせて思います。

それから、牛乳パックはなかなか難しいようでございますよね。私も前回言ったときにも、重たいとか割れるとか、そういうものが言われています。この牛乳のパックをですね、2リットル容器の牛乳パックですが、これをリサイクルするには大変なお金がかかるんじゃないかなというふうに言われています。というのは、牛乳瓶というものは、これは洗うだけなんです。今40何回、一つの瓶が40何回で割れるということなんです、実際には70から80回ぐらいは再利用がなされているという統計だそうでございます。また、新しい牛乳瓶のそれぞれのメーカーによって牛乳瓶の形が違いますので、現在では統一規格の牛乳瓶というものができるんじゃないかということで多くのところが消費者団体といますか、を期待されているということでございます。

今は牛乳容器をパックから牛乳瓶に移行する動きがふえてきております。福岡のグリーンコープ等はことしの11月から牛乳パックはすべて牛乳瓶に切りかえられております。便利さを否定する気持ちというものは私もございませんが、また、それを十分に自分自身も便利さを求めてきたわけでございますが、リサイクルということに満足をし、どんどん紙パックというものが使われるということ、またペットボトルが使われるということが今後ますます多くなっているような気がしますので、ぜひ給食の場からこういうものをストップする、環境面からもストップするということもあわせながら、給食もやっていく時代が来たんじゃないかなというふうに思います。

牛乳パックというものは便利でございますが、このパックというものはやはり緑ですね、木からできておりますので、その緑を守る一番よい方法は緑を切らない。というのは使わないということでもありますので、ぜひ日本には詰めかえ容器、こういうふうな瓶がございまして、繰り返して使えるものに徐々にですね、低学年でできなかつたら高学年とか、そういう考え方もできるんじゃないかなと私は簡単に言っておりますが、そういうことも検討をしてほしいと思うわけでございます。

以上で2回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

11番議員の質問に対する答弁を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

寺山議員の2回目の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、私の方からはグリーン商品購入の推進という立場の中で、市がどういう形で携わっていくのかという趣旨の御質問であったと思います。

それにつきましては、平成12年に策定をされました国などによる環境物品などの調達推進等に関する法律という、いわゆるグリーン購入法でございますけれども、その中でも市町村、地方公共団体の責務ということであつたわれているところでございます。

そういうことで、環境問題の取り組みというのは小さなところからの不断の努力の積み重ねと、重要であるということをお認めいたしまして、市役所といたしましては、議員が申されますように、行政の主体としての立場のほか、公共事業を実施する事業者でもありますし、それから、物品購入を行う大量消費者としての立場を認識しながらエコ商品の購入率を限りなく高める取り組みを今後も行っていきたいと、その実践により、民間企業、または家庭への波及効果が高まっていければと、そのように思っております。

それから、2点目の福祉作業所で行われております廃油石けんを市役所の方で導入をということでございます。

このことにつきましては、購入担当課といたしましては、基本的にはできるだけ安価の品物を購入するというのが基本原則ではあると思っております。そういう中で、また、それといたしまして、あと1点、できるだけ環境負荷に優しいものを購入すると、そういうことも頭に入れながら進めていかなければならないと、そのように考えております。

そういう中では、購入量は少量といえども、単価が少し高くなるとか、それから、今現在市役所では庁内使用物品の減量化を進めている段階でございます。その中にはもちろん合成洗剤や石けんなども含まれております。そういうもろもろのこともいろいろ検討しながらも、福祉施策の一環という観点もでございます。そのあたりよく検討しながら、今後検討を進めていきたいと、そのように考えておるところでございます。

それから、3点目のトイレットペーパーの環境負荷の少ないということで、いろいろな漂白剤等が入っていないものを購入をということでございます。

この点につきましては、1回目の御答弁でも申し上げましたように、メーカーの方からも



なるべく環境面に配慮しながらという製造工程も検討しているということでございますので、再度そのあたりにつきましても市の方からもお話をさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

雨水の有効活用についての検討、研究というような2回目の御質問でございます。

施設に雨水を使用する場合、まずトイレの洗浄水として活用する場合を考えてみますと、既存の施設、新規もそうでございますけれども、上下水道のほかに中水道的な施設を整備する必要がございます。公共施設で重立った施設にこれを限ったといたしましても、これに要します経費は当然のことながら少なくないことが想定をされますので、二の足を踏まざるを得ないというのが現実でございます。エイブルにおきましては、この建設時に雨水の利用、それから、エネルギーの利用、省エネの対策、これらをすべて考えられておりますが、この雨水につきましても、やはりどうしても経費の面で採用をされなかったという経過がございます。それから、もっと小規模になります散水とか洗車などに少量の水を使ってはどうかということでございますが、小規模に貯水をしました場合におきましても、近ごろの雨は降り始めは汚れを含んでいること、それから、屋根あたりからの集水をしたときは、そこからの汚れも加わってくるというようなことで、最初の雨水はこれを排除する設備が必要ということと言われております。さらには、貯水する施設に藻の発生の防止でございますとか、そのための安全管理、それから、貯水をした水をどうしてくみ出すか、ここらあたりに結構な手間暇が必要とされておきまして、干ばつ時の散水あたりでは、10年ほど前にもそのようにいたしました。了解を得て池などから水をくみ上げてきた方がより手っ取り早い、よい方法ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

私の方からは2点ほどお答えしたいと思います。

1点目、EMの取り組みについてでございます。

EMの取り組みにつきましては、今現在、各自治体でいろんな研究等がなされておりますけど、自治体におきましては、これはある県のレベルでございますけど、EMの推進は慎重な方への取り組みをしたいというような、そういう自治体も出てきておきまして、先ほども答弁いたしましたように、教育委員会といたしましては、対象が児童であるということで、

100%の確証を得るまでは慎重な対応を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、学校給食パンのことについてお答えいたしますけど、先ほど当市においての小麦につきましても、ニシノカオリ、ハルユタカという北海道産の小麦を100%使用しているということでお答えいたしました。

現在、JAさが、経済連が売れる麦づくりに向けた生産拡大の推進事業に取り組んでいるところでありまして、安全・安心な食材の提供、地産地消の推進を掲げておりまして、その中でパンの用途としてニシノカオリ、西海186号の生産に取り組んでいくことになっております。ニシノカオリは平成15年度佐賀県下での作付面積は170ヘクタールでございますけど、これを18年度には作付面積を約12倍の2,440ヘクタールに拡大をしていく計画、一方、チクゴイズミにつきましても、平成15年度の作付面積は1,433ヘクタールでございますけど、18年度には約2倍の2,950ヘクタールに作付をするという目標を掲げております。その中で、鹿島市における学校給食につきましても、ニシノカオリ等の生産の拡大の推移を見守りながら考えたいというふうに思っているところでございます。

佐賀市の取り組みを申されましたけど、昨日、佐賀市の学校教育課の方にお聞きしたところでは、佐賀市は麦策振興対策としてニシノカオリの作付に補助金を交付いたしております。これは平成14年度から実施をしておりまして、年額1,500千円の補助金を出しております。補助金の内容といたしましては、生産の格差補助金と生産奨励金の二つで成り立っております。

学校給食パンとしての消費を推進しておりますが、価格とか供給体制の面で、今のところ佐賀市で生産されたニシノカオリにつきましても供給をしていないということとなっております。現在佐賀市が取り組んでおります小麦につきましても、北海道産のホクシンという小麦を使用しているということでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

藤家環境下水道課長。

**○環境下水道課長（藤家敏昭君）**

寺山議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

私の方では、グリーン商品のPRの取り組みということで、担当課としてのお答えをしたいと思います。

まず、循環型社会への移行のためには、やっぱりグリーン商品の購入をしていただくということが大事でございます。この商品の中には、トイレットペーパー等の紙類から医療関係の商品、それからインテリア商品、それから電気製品、特にエアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫等がございます。また、低排出ガスの自動車もございます。こういった製品につ

いては割高感がございますけれども、こういう製品を積極的に購入していただくということで価格も安くなるのではないかと、そうすればリサイクルが進み循環型社会への移行が進むと考える次第でございます。限られた資源を有効に利用することで環境に与える負荷は大きく削減でき、また同時に、一つの取り組みからいろんな環境問題が解決されていくんではないかと考えます。市民の方へ商品等を積極的に使っていただくためにも推協だより等を通じまして情報を提供していきたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

寺山議員にお願いいたします。質問は簡明にお願いいたします。

○11番（寺山富子君）

3回目を行います。最初にEMの活用についてお願いをさせていただきたいと思いますが、鹿島市では推協を中心にしてEMの活用をじゃぶじゃぶ作戦という名前でしていただいております。そういう中で、市民にはいろんな講習会を用いている場所でEMの活用をどんどん推進をしているわけですね。ということは、安全・安心、そして、環境に優しい、あくまでも試用期間ということではないと私はとらえています。

そういう中で、子供たちにはまだまだ安全じゃないと、だけど大人にはいいと、そういうふうな矛盾を私は感じるわけです。整合性も市民の方にしたらあるという方は全くいらっしゃらないと思います。推協の方にしてみれば、何でそうなのかとお怒りを受けるんじゃないかなと反対に私は思うところです。

そういう中で、せっかくいいじゃぶじゃぶ作戦を試みていらっしゃいますので、ぜひここはもう自信を持って一つの目標に向かってしていくのが、そういうふうな勇気も必要なんです。悪いことじゃないということで研究をし、そして、今に至っていると思いますので、ぜひ学校の方でもこういうふうなものの環境学習という意味合いも兼ねてぜひしてほしいと、これは強くお願いします。

というのは、安全・安心、有害か無害かということをごここではまだまだ論じられるということに私は啞然といたしています。みんながこれはいいということで推進をしている鹿島の状況の中において、そういうふうな市議会において答弁がなされること自体が私は大きな矛盾を感じていますが、この辺について、これは市長の見解で結構ですので、御答弁をもう一回お願いしたいと思います。

それから、今回私はグリーン商品という名のもとに、各部門間の連携ということで廃油石けんということとトイレットペーパーの二つの事例を持ち出しました。一つは、廃油石けんというのは、環境に優しいということと、それから、循環型の枠組みの中にあると、そしてもう一つ、大きくは福祉の部門でこれをつくっていただいているということですね。今回重きを置いたのは、福祉の方でつくっていただいておりますので、これは1個100円という値

段となっていますね。ここが購入していらっしゃるのは何十円という世界だと思いますが、安いから、安価で環境に優しいものというのがグリーン商品の一つの目標、目安だというふうには思いますが、鹿島市でつくってもらっている、そういうふうな大きな目的の中の廃油石けんですので、ぜひ購入をしていらっしゃるというふうには私は思いますが、そういうふうなものを使うことも鹿島市の取り組みとしては大きな整合性も生じてくるんじゃないかなと思いますので、この辺について、ぜひ使うような取り組みがなされるのかどうか、今の御答弁では安価で環境に優しいというものが指針にあるからというふうな御答弁に終わっているかと思いますが、ぜひこの辺は福祉の方と連携をとっていただいて、環境に優しいもの、また、環境の方とも連携をとっていただくということで、私は部門間の連携ということの中でこの質問をしておりますので、そういうふうな連携があつてこそ市民生活が潤ってくる、いろんな方々が助かるというふうには思いますが、安いだけじゃなくて、そういう連携も大切に、ぜひ消費の方もお願いをさせていただきたいと思います。

それから、雨水利用については、今後研究、検討というふうなことをおっしゃっていただきましたが、研究、検討というよりも、全く考えていないんじゃないかなというふうなことじゃないかなと思うわけですね。というのは、やはりこれもお金がかかるということで大変なことだと思います。ですが、今から何か建物を建てる場合は、こういうふうな雨水を利用した施設をとりあえずつくって、そういうふうなものを考えていくのも調査、研究じゃないかなと思いますので、今のところにそういうものをつくるということも大事なんですけど、今後の小さな建物でもどんなものでは結構ですので、この雨水を利用した何かを建てる、建築するというときにはそういうことも今から建築の中身にぜひ入れていってほしいというふうには思うわけでございます。

それから、パンについては、もうJAの方でいろいろ試行錯誤していただいて、佐賀県産ですね、麦の生産高も12倍とかなっているようですので、その辺についてはぜひ生産者との連携を密にとっていただく中でよりよい鹿島市の給食ができて、そして、農業を営む方が子供たちに食べてもらえるような小麦をつくるということですので、ぜひその辺についても連携を密にとっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

EMの活用というのは、現時点で私どもが考えておりますEMに対する信頼性というものと、今実際やっているものというのがレベルが一緒だと、つまりもう少し言いますと、安全性、あるいは、有効性といえますか、こういう面において現時点での私どものEM活用に対するレベルが現状ぐらい。だから、レベルゼロではないわけですね。全くこの有効性を認め

ていないというわけではない。しかし、私たちが今やれるのは現状やっていることぐらいは可能かということで試行的にやっている。

例えば、こういうことをもう少しわかりやすく言いますと、全面的にEMじゃぶじゃぶ作戦なり、この活用を鹿島市として展開をしますと私が宣言をするとします。そしたらほかの議員さんが、じゃあ安全性とか有効性について本当に大丈夫なのかと質問が出るとします。そのときには私は胸を張って、安全ですと、有効性もありますという説明をして、それくらいならまあまあやってみるかというぐらいには議員さん全体が考えられて、過半数が考えられて、そしてやってみらんかと、こういう状況までは私どもも慎重にやるべきだと、こういうふうに、かみ砕いて言えばそういうふうにとめていただいたらというふうに思います。

それから、雨水利用の件であります。もともと、例えば、沖縄県なんか各家庭にタンクがありますね。あそこは山がないので、山で保水しておくことができない、雨が降っても。そういう状況の中で慢性的な水不足なんですね。あるいは福岡なんかでもそうですし、これをやっているところは水道水が基本的に不足していると。そういう状況の中で雨水を何とか補完的に利用していこうと、こういう状況であるというふうに思っております。

鹿島の場合は、現時点で水道水というのはまだあります。地下水の低下というのもございません。そういうことで、先ほど部長がお答えしましたように、いろいろ研究をせろと言われて研究をするのが当たり前ですが、ほかにもいっぱい仕事を抱えておりますので、私たちは優先順位をつけながらやっていくということになりますので、現時点でこれをまだいろいろ研究をするという段階にはないというふうに判断をしているということです。

**○議長（小池幸照君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

2点ほど私の方でお答えをしたいと思います。

まず、EM菌を学校のプール、トイレ等でどうかということに対しましての答えでございますが、先ほど市長の方からもありましたように、EMじゃぶじゃぶ作戦、これとのニュアンスの違いにつきましては、先ほど申されたとおりであります。どの時点で安全性が100%と判断をするかということは大変難しいことでもありますけれども、だからといって今鹿島市の取り組みで大丈夫だからということでも、学校現場にはなかなか踏み込めないところがあります。庁内でもそれこそ環境課との、あるいは情報、指導をもとに、例えば、一部小学校でEM菌に対するだんごづくり、あるいは堀等への投入、こういったもの、さらには学校にこちらから出向いて講話等を行ってEM菌そのものに対する理解、あるいは学習、こういったものを少しずつ今進めているところであります。学校のプールとかトイレに直接使用することよりも、議員も御提言をされたように、やはり当面は子供たちの学習内容の一つ

としてEMに対する正しい理解と啓発を図ると、こういうことに主眼を置く必要があるかというふうに思います。子供たちの生活基盤の一つである学校に導入することにつきましては、なおためらいもあることではありますが、慎重を期すということ、これこそ教育的配慮でもあるというふうに思っております。

2点目は、給食パンのことでございますけれども、先ほど次長が申しましたように、北海道産の2種を鹿島では使用しておりますので、国産小麦を使用しているということになるかと思いますが、御指摘のように、市内産のチクゴイズミ、これは試作もしたわけですが、いわゆる主食としての給食用のパンには適しないという結論に至ったわけですが、つまりグルテン等の添加物にやっぱり頼らない。あるいは、輸入とか農薬等の心配がない、こういったものを子供たちに食させるパンとしては、現段階では先ほどの北海道の2品種が安全面、栄養面、さらには食感といいますか、あるいは製造工程、こういったものを含めまして一番適しているという認識に立って利用をしているところでございます。

しかし、議員が申されたように、鹿島の子供たちに地元産の安全なものをとすることは全く異論がないところでありまして、先進的な事例、あるいは工夫等についても関心を払っていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

藤田財政課長。

**○財政課長（藤田洋一郎君）**

寺山議員さんの3回目の御質問の中で、福祉作業所で制作をいたしております廃油石けんをぜひ市の方で購入をしてほしいというような再度の御要望でございます。それにつきましてお答えをいたしたいと思っております。

お答えにつきましては、先ほど申しましたとおりでございます。基本的に市役所の中でも環境的な部門を統括する課、それから、福祉施策を統括する課、それから、購入を担当する課、いろいろございます。それから、これはまた購入にわたりましては、使用のやり方、それから、購入の量、いろいろですね。これは教育委員会部門ではまた違う方法がございます。そういった形で全庁的な形で検討をまた進めさせていただきたいと、そういうことでの御理解をいただきたいと、そのように思います。

**○議長（小池幸照君）**

以上で11番議員の質問を終わります。

次に、2番議員伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

皆さんこんにちは。2番議員伊東茂です。通告に基づき一般質問を行います。

最初に、私も昨日の徳村議員と同様、議会だよりの市民アンケートの御意見を踏まえ、わ

かりやすい言葉で簡潔に行いたいと思います。執行部もめりはりのある御答弁をお願いいたします。

それでは質問に入ります。質問内容は大きく二つの項目からなります。まず1項目めが、有明海漁場環境の変化について、2項目めが商業の振興と活性化についてです。

1項目めの有明海漁場環境の変化についてですが、ことしも暖冬傾向にあり、12月に入っても温かい日が続き、農水産業、小売業、サービス業などさまざまな分野で影響が出ています。ここ数年異常気象が叫ばれています。二酸化炭素などの温室効果気体の増加、フロン放出による成層圏オゾンの減少、熱帯林を初めとする森林の減少などで、その影響が地球温暖化現象を生み、豊かな自然と生態系が少しずつ崩れてきていると思われまます。日本が世界に誇る四季の風景にも影響が出てきています。ことしも長雨、干ばつ、暖冬と自然と向かい合う農業、漁業者には厳しい年となっているのが現状です。

10月、私が所属する産業建設委員会が視察した東京・大田市場で鹿島の極わせミカンがことし新設されたミカン集出荷貯蔵施設の糖酸度光センサーの効果で人気を高め、佐賀ミカンのシェア率を昨年度10位からことし5位に押し上げ高取引であると説明を受け、委員会メンバーも喜んでおりました。しかし、この暖冬での影響も懸念され、年間を通じての農家の収入にも不安が感じられます。9月議会で取り上げられた有害鳥獣イノシシの被害も農業者にとって深刻な問題だと思います。そして、今回質問する漁業においても厳しい現状です。

ここ数年の鹿島市漁協での秋芽、冷凍網でのノリ出荷枚数と販売金額を調べてみると、平成12年度は秋芽が悪く、出荷枚数が1億4,283万枚、しかし、1枚当たりの平均単価が、秋芽、冷凍網と高かったため販売金額が2,210,000千円、13年度が2億2,565万枚と枚数は伸びたものの、平均単価が冷凍網においては10円以下と落ち込み、販売金額は22億円、昨年14年度は秋芽は何とか例年並みでしたが、冷凍網が不作で出荷枚数が1億5,568万枚、平均単価も秋芽、冷凍網とも低く、販売価格は急激に落ち込み、1,690,000千円と漁業者にとっては死活問題となっています。そして今期は、皆さん御承知のように、秋芽ノリが赤腐れ病の影響で品質、量とも不作で、今月4日に張り込んだ冷凍網に期待を寄せ、漁業者は祈るような思いで作業をしておられます。不作の原因としては、海水温の高さや閉鎖性水域の有明海をどのように浄化していけばよいのか考えなければなりません。また、ここ近年漁業者には新たな問題が発生しました。タイラギ、アサリ、カキなどの二枚貝を食べるエイの被害です。

今回の一般質問のため資料を集めようと漁協、県漁政課と足を運びましたが、現在捕獲調査中ということもあり、思うように資料は集まりませんでした。しかし、有明沿岸4県、福岡、佐賀、長崎、熊本で実施している捕獲調査でエイの生態系の調査を依頼している長崎大学水産学部山口敦子助教授と連絡がとれお聞きすることができました。

エイは、軟骨魚類に分類され、エイといえば海を優雅に泳ぐ姿を想像します。エイの種類

は 500種以上とされています。山口助教授が有明海全域で確認したエイは14種類、日本のほかの内湾には通常二、三種類程度しか存在しないそうですから、極めて多いといえます。中央部で底引き網の試験操業を行ったところ、冬場では全漁獲量の3分の1、夏場は半分がこのエイ類だったということです。

この14種類のうち、食用としての商品価値が高いのがわずか3種類、アカエイ、シロエイ、コモンサカタザメという、これはエイの名前ですが、この3種類で、二枚貝の食害を受けているのがトビエイとナルトビエイです。一般的に漁師さんたちはトビエイをアカハトエイ、ナルトビエイをクロハトエイと呼んでいます。トビエイは有明海に昔からおり、数もナルトビエイほどでもなく、漁業への影響は小さいようです。しかし、ナルトビエイは以前にはおらず、日本領海内での記録は1989年の長崎県五島沖での発見が最も古いそうです。ナルトビエイは夜行性で鋭い歯でアサリなど二枚貝をかみ砕いて食べる。4月天草から有明海へ入り、11月に天草へ戻る。活動期間は春から秋にかけ有明海の湾奥部を中心とした沿岸域に出現して繁殖をすることです。被害報告は有明海沿岸と瀬戸内海沿岸に集中しており、アサリの養殖場が多い地域では早急な対策が必要です。

山口助教授によると、ナルトビエイがこの10年有明海に目立つようになった理由の一つに、海水温の上昇により有明海まで北上しているのではないかということ、そして、繁殖に最適な河口域が多い、食料となるアサリも養殖場が多いことが上げられるとのこと。

それでは、このナルトビエイによる被害状況を本市はどのように把握されているのか、まずお聞きしたいと思います。

次に、被害対策と駆除事業についてですが、これは有明海全域という広範囲であることから、本市だけでの問題ではないわけですが、防止策として、山口県の瀬戸内海沿岸では、竹を活用し竹格子を組み立てアサリの養殖場に設置する取り組みを行っています。また、夏場に群れをなし行動することからさし網や小型底引き網での捕獲、駆除が行われています。佐賀県も、先ほど述べたように、有明海沿岸4県が連携してナルトビエイ捕獲調査を平成13年度より実施しています。捕獲量を調べてみると、13年度が18トン、14年度が102トン、ことしが88トンとなっています。しかし、これは調査のための捕獲であり、駆除ではありません。夏場の有明海には数十万単位いる可能性があると言われていています。今後被害対策と駆除をどのように進めていく予定なのか、県からの報告等がありましたら御答弁をお願いしたいと思います。

次に、宝の海、有明海的环境保全への取り組みについてですが、冒頭述べたように、水産業を取り巻く環境は厳しく、ノリの不作、貝類の減少、水質の悪化など漁業の振興を進める上で大きな妨げとなっています。昨年有明海及び八代海再生特別措置法が制定され、それを受けてことし3月、県は有明海再生に関する佐賀県計画を発表しました。計画の内容は、有明海の海域の環境保全及び改善、有明海における水産資源の回復等による漁業の振興となっ



ており、事業の実施については下水道、浄化槽、その他排水施設の整備、海域の環境の保全及び改善、河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備、漁場の保全及び整備、漁業関連施設の整備が上げられています。具体的には、公共下水道、農業・漁業集落排水事業の推進、河川流域の森林の整備、アサリ等の増殖場の醸成、海底耕うんなどが上げられます。このほか、調査研究も含まれています。これは短期的な事業、長期的に取り組む事業があると思います。本年度この計画に基づき県と本市が取り組んだ事業はどのような内容なのか質問をいたします。各担当課御答弁をお願いいたします。

また、本市における有明海の環境保全の取り組みについてですが、ことし3月議会において、当時の山口農林水産課長の答弁で、「漁協が海底耕うんと航路しゅんせつなど8件を要望している。県などと十分に連携をとりながら資源の回復と漁業の振興に努めてまいりたいと思います」と述べられています。これは実際実施されたのか、お答えをいただきたいと思っています。

次に、海の森植林事業についてですが、平成7年より実施され、漁業者や市民のボランティアの協力を得て本年度までに12.3ヘクタール、3万6,000本余り植林されています。森林の保水力の向上や海に流れる水質の浄化という目的、海、川、山を一つの環境と考える趣旨は私も賛同をいたします。

今後この事業を継続するにあたり、太良町との合併後の本事業への取り組みについての考えをお聞きしたいと思います。

次に、2項目めの商業の振興と活性化について質問をいたします。

昨今の中小小売業を取り巻く環境は、長引く景気低迷の中非常に厳しいものがあります。規制緩和に伴う大型店の進出やモータリゼーションの進展により消費者のライフスタイルはさま変わりしました。商店街などの小売店や市内各地区で商売をしているお店は対面販売で地域生活者と密接な関係を築き、地元のお祭りや行事には積極的に顔を出し、情報やサービスの提供、長い間に培われた信用から、時にはお客の相談にも乗り、地域コミュニティーや文化を伝承、発展させてきた拠点でした。しかし、現在は都市部と同様に鹿島市においても情報発信を得意とする大手コンビニやドラッグストア、スーパー、大型商業施設に消費者は集中し、さらに週末ともなると、交通網の発達により娯楽とさらなる情報を求め郊外へと車を走らせ、商店街は閑散としているのが現状です。

私自身、商店街で店を経営してきて、昭和から平成へと坂を転げ落ちるような客足と売り上げの減少、さらなる厳しさはわかりつつ客を求めて大型店へ移転していく仲間、これ以上傷を深めないため無念の思いで老舗ののれんをおろす若手後継者などを見てきました。この間何も皆努力をしなかったわけではありません。各個店でのサービス向上はもとより、集客力を高めるため商店街合同企画、また、商店街の若手が集まり研修会を重ね、イベント企画や共同チラシの作成などを行ってきました。町の美化にも努め、皆さんに愛される商店街づ

くりを目指してきました。これは中心商店街に限らず、市内各商店街すべてに言えることです。しかし、客離れに歯どめをかける特効薬が見つかりません。市長、本当に厳しい現状です。地域に根差して商売を営む小売業、飲食業など地域商業にとって近年の大きな外部環境の変化にはもはや従来の個店での営業努力や商店街活動だけでは十分に対応できない状況にあると感じています。地域商業に関する政策についても同様で、従来の産業政策としての位置づけで行う振興策はもはや十分に機能しなくなっているのではないのでしょうか。今後地域商業の振興を図るためには、まず大きな観点からなぜ地域商業が必要なのかを考え、求められる機能や果たすべき役割を明らかにしていくことが必要と思いますが、これについて行政側からの御所見をお聞かせ願いたいと思います。

次に、中小小売商業高度化事業、いわゆるTMOについてですが、これは昨日福井議員からも質問があり、重複するところがあると思いますが、お互い味覚も味つけも違いますので、違う意見をきょうは出していきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに、TMO構想について少し整理をしてみたいと思います。

ケーブルテレビをごらんの市民の方は、TMOの意味はなかなかわからないと思いますので、ここからまず始めていきます。

TMO、すなわちタウンマネジメント機関の発想の原点は、アメリカのダウンタウンの商店街と郊外ショッピングセンターとの競争力の違いは、マネジメントやマーケティング力にあるのではないかという認識が生まれ、ダウンタウンの商店街において、ショッピングセンター型の統一的マネジメントの手法が編み出されてきたと言われています。我が国もこの手法にならって導入したのが中心市街地におけるタウンマネジメント機関です。

本市においては、平成4年に市全体を対象に商業ビジョン構想を策定し、平成5年から9年度まで高度化資金導入による小売商業商店街近代化事業の実施、いわゆる現在のスカイロードですが、これが完成し、平成10年、中心市街地活性化基本方針を策定し、調査分析を行い、平成11年、TMO構想認定に至ったわけです。この構想は、商店街空洞化に悩む自治体がこぞって取り組み、現在587市町村、604地区が認定を受けています。

それでは本題に入っていきます。この基本整備方針のメインゾーン、先行的整備地区には駅前周辺、スカイロード、さくら通り、新町商店街、新天町商店街が入っています。現在未整備の新町、新天町の今後の計画について質問します。

鹿島の玄関口、鹿島駅から直線的にスカイロード、さくら通りと整備が進行しています。基本方針には、二核、ピオ、すぎや、一モール、この時点ではスカイロードを指しています。これを基本とし、全体像をとらえた中で中心商業地としての再生を図るようになっていきます。しかし、この基本方針では効果は余り期待できないのが現状でした。私は将来的に見て中心商店街を一体化させる必要があると思います。新町、新天町まで整備を進め、生鮮食料品店の誘致、若者をターゲットにしたアミューズメントショップの導入を行い、消費者のニ

ーズと回遊性を高めるべきだと思います。これについて御答弁をお願いいたします。

次に、ソフト事業についてですが、現在、継続中なのが発酵食品の研究、空き店舗対策ですが、この空き店舗対策のエリアを広げることができないかと思っています。これはTMO構想の枠から出てしまうわけですが、地域商業全体を考えると、中心市街地だけではなく、市内一円と考えるべきではないでしょうか。

きのうの答弁の中でも、茶屋構想の中で空き事務所の活用を来年度考えるとありました。この不況の中、市内には空き店舗、空き事務所が点在し、最近では民家を使った飲食店も人気を集めています。御検討いただけるか御答弁をお願いいたします。

もう1点、御用聞きについてですが、これも昨日福井議員が触れられましたが、以前商店街の若手グループ、がんばる商店街のメンバーで電話ファクシミリを使った御用聞きを検討いたしました。これは北九州の商店街が取り組んだ事業ですが、週1回各お店の特売メニューを合同チラシ風に作成し、会員にファクスで送り、配達曜日と時間、これは昼か夕方かどちらかを指定してもらい配達するサービスです。しかし、当時は自宅にファクシミリのある家庭が少ないこと、生鮮食料品を扱う店が中心商店街にはなかったことなどから立ち消えになってしまいました。しかし、急激な高齢化の時代、独居老人や、また夫婦共働きなど時間に追われる主婦などを対象に考えると成り立つのではないかと考えます。中心商店街だけではなく、加盟店を市内全域で募り、事務所を中心に置きサービスを開始する案を提案します。鹿島市独自の商業活性化を構築すべきだと思います。ことしの大ヒットテーマ、昭和のよき時代の商売の原点を考えてみてはどうでしょうか。御答弁をお願いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

中橋農林水産課長。

**○農林水産課長（中橋孝司郎君）**

ただいまの伊東議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問が4点あったというふうに思います。ナルトビエイの被害状況、それから、今後のそれに対する取り組みということと、あと有明海再生特別措置法の本市の取り組み状況、それから、海の森の取り組みの今後合併における方向性ということだったというふうに思います。

それでは、ナルトビエイの被害状況ということでの答えをいたしたいと思いますが、先ほど議員申されました4件の調査事業で今数量が出ておりましたが、佐賀県が行った捕獲調査事業の概況ですが、これは平成13年度、これ 9.1トン、14年度に13トン、それから、平成15年度に14.5トンのナルトビエイが捕獲をされています。これでナルトビエイの胃の内容物を見てもみますと、先ほど議員申されましたように、アサリとかサルボウ、それから、タイラギの二枚貝などが主に確認をされています。こういうことで、今後これの対策ということでご

ございますけれども、議員申されますように、非常に大変なことで、地上では先ほどイノシシに私たち回されておりますが、このナルトビエイは海の中でございますので、非常に対策というのが大変でございます。県の方も今特別の対策ができない状態でございますが、一つは、先ほど議員申されますように、エイの中でも3種類程度は食料として向いているという部分がございます。そこで、このナルトビエイについても、じゃあ食料にならないだろうかということが今研究がなされています。これで一番問題なのは、ナルトビエイには尿素が多いということで、捕獲をされた後時間がたてばこの尿素が強く出てくるということでおいが残るとということが一番問題なわけです。これの対策として、なるだけとった後早目に調理をする、加工をするという方法をとるか、それから、低温で保存しながら陸へ揚げていくというふうな方法をとるかの方法が今検討をなされています。

それで、実際に料理の方法についても、各漁協の婦人部の皆さんたちが研究をなされてこの料理方法についても検討されています。来週の月曜日、15日になりますが、ちょうど県の水産試験場の方から加工品を持ってきていただいて試食をするような段取りを今しているところです。そういう意味で、まずとって、やはり金額につながってこないとなかなかとる人が出てこないというのも一つあると思います。

それから、次に有明海の再生特別措置法の鹿島市の取り組みということでもありますけれども、まず、計画で一つは百貫漁港の局部改良事業を一つ上げています。それから、飯田漁港の、これも局部改良事業ということで上げています。もう一つは、県の沿岸漁業振興特別対策事業ということで赤貝のボイラー設備の更新、また、荷揚げのクレーンの設置等を計画いたしています。それから、ノリの協業化に向けた取り組みということと、あと同じくなんです、漁業経営体構造改善事業ということでノリの加工施設の協業化ということで上げています。それともう一つは、有明海貝類増養殖適正品調査業務ということで、これはアゲマキの生息状況を含めて調査をするようにいたしております。以上、平成15年から19年にかけて実施をしていくということで計画を上げているところでございます。

それから、海の森の取り組み状況は、先ほど議員申されましたとおり、実際やっているところでございますが、今回太良との合併においてこの事業がどうなっていくのかということでお尋ねでございましたので、ちょうど先日、合併協議会の中で農林水産業の協議が行われました。その中では、この事業は新市に引き継ぐというふうな決定をしていただきましたので、そのように今後取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

伊東議員にお答えをいたします。

私の方からは、2点ほどあったと思いますけれども、最初になぜ地域商業が必要なのかということの中で、今後の商業への振興をどうするのかというふうな趣旨ではなかったかと思えます。

それです、議員申し上げられましたように、かなり厳しい現状であるということは我々としても認識をいたしております。ひとつ数字的に申し上げますと、平成12年版の県の統計年間によりますと、産業別の商店数ということで申し上げますけれども、鹿島市内の全体の商店数が689件であります。その中に、産業別ですので、個店それぞれでは数字が出ていないわけですが、飲み物、食料品等の小売業が208件でした。これが平成9年の調査です。それで、平成14年版では、これは平成11年の調査になりますけれども、鹿島市全体で649件、それで、先ほど申しました飲み物、食料品小売業が174件というふうな数字になっておまして、平成9年と平成11年の調査の時点でも相当の減少になっているというのがこれでも見受けられます。この原因については、先ほど議員申されましたようないろんな要素があると思えます。これは鹿島市だけではなくて、全国的な傾向にあるものというふうには思っております。

ただ、こういう現状でございますので、じゃあこういう商業をされている方々の支援策についてどのように今後市として考えていくかということでもありますけれども、我々としては、ことし初めてですが、コミュニティービジネス啓発事業というのを実施いたしました。これについては、会議所、商店街、それから市が一体となって地元の高校生なりいろんな方々の協力を得ながら講演会とか物産販売、それから、パソコン教室等を開催しながらやってきたところです。

このようなイベントをしていく上で、私自身感じたことなんですけれども、これまでは、先ほど申されましたように、中心市街地活性化基本計画、これをもとにいたしましてTMO構想というのを商工会議所の方で作成をされておまして、これを実現していくことが一つは商業の活性化につながっていくだろうというふうに思っておりますけれども、こういうのを実現していくためには、とにかく今から先はいろんな行動しないと、実践しないと、やるしかないなというふうに私は感じております。

このようなことで、今議員の方からも申されましたけれども、ファクシミリ事業とか空き店舗対策事業についても商店街の方々の御意見等していくということがあれば、財政的な面等々ありますけれども、県の補助制度等を使いながら今後できる限りの応援をしていきたいなというふうに思っております。

それで、中心市街地のみでなくて、ほかの商店街でも空き店舗対策事業ができないかということですが、これは、空き店舗対策事業で補助制度等ありますけれども、30店舗の店が連なっているのが一つの基準ということになっておりますので、この辺をクリアできれば、空き店舗対策事業として今後活用していくことは可能ではないかなと、そういうふう

思っております。

それから、現在さくら通りが平成17年度に完成をいたしまして、TMO構想のハード面の整備につきましてはほぼ計画どおり進んでいるのではないかなというふうに思っております。それで、回遊性を高めるということで、このTMO構想の中にも確かにうたわれております。その中に、新町スカイロードの面的整備事業ということでここに都市計画道路乙丸～吹上線、それから、中牟田～御神松線、スカイロード新町に囲まれたエリアの整備等々についてうたわれておりますけれども、この部分についても、このTMO構想が策定された時点と現在とでは、例えば、若干様子が違ってきているなど、というのは、ここにありますモリナガの跡地につきましては、既にもう駐車場として整備をされていると、利用されている。それから、N T Tの事務所跡につきましても、現在ある企業が事務所として開設利用をされていると、それから、オサダ跡につきましても、今ホテルが建設をされているというふうな状況で、このTMO構想を策定した時点からすれば、そういうふうな面でかなり状況が変化しているというふうなことはあると思いますけれども、ただ、ここの中で地域資源等を生かしたもので、発酵食品とか、それから、ここにあります大正館ですかね、そういうふうなものを取り入れながら、商業の活性化に努めていきたいということであってありますけれども、その辺については既存の施設等々が活用できれば、そういうものを利用しながらできるものから、今後地元商工会議所と一緒にやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

私の方からは以上です。

**○議長（小池幸照君）**

中橋農林水産課長。

**○農林水産課長（中橋孝司郎君）**

先ほど御質問の有明海特別措置法の取り組み状況の中でちょっと漏れておりましたので、つけ加えさせていただきます。

まず、海底耕うんの事業を行っているところでございますけれども、新年度鹿島市として200ヘクタールを実施いたします。それから、その後にはほかに佐賀県が行う事業に対する鹿島市の一部負担という形で、塩田川の航路のしゅんせつということと、あとごみ回収ネットの購入等を計画いたしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

2番伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

御答弁ありがとうございます。まず、ナルトビエイの被害状況を本市はどのように把握しているかということにつきましては、平成12年、13年、14年度ですかね、この数字は、こ

れだけとっているということですね。ただ、最初私が話しましたとおりに、ナルトビエイの数は相当な量であると予測がされるということですよ。先ほど私がお話をしました山口助教授がお話しされた中では、多分ほかの県はもっと駆除でことしやっているんじゃないかということでした。このナルトビエイは駆除をしていけば最終的には被害は減るだろうと。しかし、まずこのナルトビエイがなぜ有明海にふえてきたのかを研究すべきだともおっしゃっていました。そのあたりをやはり県の方に調べていただきたいなと思います。

もしこのナルトビエイが減ったとしたら、また新たな天敵が出てくる可能性があるということも述べられております。

実際課長の方から御答弁ありましたとおりに、これが商品価値が高ければ漁業関係者の方たちもこれをとっていろいろ販売等にできるわけですが、食品として食べる場合、生ではちょっとやはり抵抗がある、色が黒くてですね。時間がたてばにおいが出てくるということですが、先ほどもお話にあったように、これを食品加工としてできないかということで、これを提案したのが何と鹿島漁協の婦人部の方々が提案をしているということですので、ぜひともこれは早急に商品化に向けて頑張ってください、そして、鹿島の地場産品として売れるようになっていけばなと思っております。

また、有明海再生に関する県と本市が取り組んだ事業、それと海の森事業等でございますが、これも説明を受けた事業が16年から19年の間、今後計画をなされているということで、ぜひともこれは進めていただきたいと思うし、海の森事業もこのまま継続をしていくということ聞き安心しております。

このほか、先ほど寺山議員もお話をしておりましたEM菌を活用したプロジェクトなど引き続き環境保全に努めてほしいと思っております。

また、新聞等で連日報道されています諫早湾干拓事業についても、地元漁業者の心情を考えて、県、国へ進言をしていただきたいと思っております。

TMO並びに地域商業に関することですが、まず、中心商店街の一本化について、現時点、その当時とは違い、モリナガ跡地やNTT、オサダ等が埋まってきたということですが、今後もこれはまた検討すべきだと思っております。どうしても生鮮食料品をあの商店街の中に入れればさらなる活性ができると信じておりますし、私たちが商店街のメンバーはそれを誘致するためにいろいろ当たっているところでございますので、ひとつお願いをしたいと思っております。

それと、空き店舗対策のエリア拡大についてですが、30店舗、店が連なっているというのが基本ということでございますが、これが30店舗が距離にしてどのくらいの距離を考えるのか、非常にわかりづらく思いますので、これをちょっと説明していただきたいと思っております。

それと、地域商業について、先ほど私少し述べましたが、地域商業は私は町には必要不可欠なものだと考えています。地域商業が大型店舗との競争によって敗れた敗者として保護す

るよりも、今後は地域商業をまちづくりの観点から考えるべきではないかと思っております。それと、TMOというのは、商業者の意見を商工会議所が具現化し、行政がバックアップすることで効果が増すものだと考えております。基本的に市の考えはソフト面を重視されているようですが、これはハード、ソフト両面が機能してこそ町のにぎわい性が演出できるものだと考えています。これについて市長の御答弁をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

答弁ありませんか。山口産業部長。

**○産業部長（山口賢治君）**

伊東議員の質問にお答えをしてみたいと思いますが、質問が多岐にわたっておりますので、総体的に申し上げたいと思います。

まず、ノリについてでございますが、私の方でも先般漁協の方に電話をいたしまして、ここの状況はということでお尋ねをしたところでございます。昨年の秋芽と比較して大体44%程度の収量に当たるという状況を聞いております。

議員言われましたように、次の冷凍網に期待をしておるので、ぜひ自分たちの願いが届くようにというようなことをおっしゃられておりました。

それから、ナルトビエイでございますけど、実は私も実際食をいたしまして、刺身についてもやはり、色はちょっと少しだけ黒みがかかった感じがしておりました。それは3日ぐらいたったものでございましたので、ただ、食味としては十分いける、酒のさかなにはいいんじゃないかなろうかと、そういう気がしたところでございます。そのほかにも、煮たもの、天ぷらにしたもの、それから、干したものと、いろんな7品種食べさせていただきましたけど、その中では二、三種類は商品化すればいけるのではないかなという感じがしたところでございます。

それから、6事業についてでございますけど、先ほど課長から申しましたように、16年から19年の間にわたりまして順次県、国、それから漁協等とそれぞれの負担をしながら実現に向けて進んでいくということでございます。

それと、先般、九州農政局が9月27日に開門調査に関する最終の専門会議を開きながら、その中で報告されたものがございましたけど、中身は堤防の閉め切りは湾外の有明海全体にはほとんど影響を与えないとする内容を発表しておりますが、その報告書はまだ細部まで見るような機会にはあっておりませんが、今後その点入手をしながら、また、我々も検討してみたいと思います。

ただ、我々は担当者として有明海の再生を図るためには中長期開門調査の中で影響の可否について研究、調査をしていただくようにということで、県とともに国の方へ要望をしてみたいと思います。



また、我々でできるもの、要するに海の森事業を初めといたしまして、山、川、海に関しまして水源の涵養、あるいは汚染の防止、水質保全、そういう面について市民の皆様の御理解と御協力を得ながら進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

北御門商工観光課長。

**○商工観光課長（北御門敏則君）**

伊東議員にお答えをいたします。

まず、1点目の空き店舗事業の30店舗の距離とか範囲ということですが、これは30店舗以上ということで、それ以下については県と協議が必要ということですので、距離が1キロ以内とか500メートル以内とかというのは、そういうものはないというふうに思っております。それで、佐賀県でも30店舗以下で空き店舗対策事業を活用しているのが福富町に1カ所あるということですので、そこは県と協議をした結果、該当をして現在空き店舗対策事業で行われているというふうなことであります。

次に、地域商業は不可欠ということで、まちづくりの観点から必要ではないかということですが、当然我々としてもそのように思っております。

それで、まず中心商店街につきましては、私としては何で整備をやっているかといいますと、その必要性というのがやっぱり鹿島市の顔というのは当初からというか、昔から市の文化の中心地とか発祥の地とか、鹿島市の顔はここですよというふうなイメージとして長年定着してきたものがあるのではないかとすれば、今後も大事にしていく必要があると思っておりますので、一つは整備をそのような観点からも行ってきたというふうに私は認識をいたしているところです。

それと、ハード、ソフトの両方から考えるべきだということですが、これもどちらが優先して、どちらが後でいいというふうなことではなくて、両方常に一緒になって考えていく必要があるだろうと思っております。そういうことで、さくら通りにつきましても、平成17年度でほぼ整備事業が終わりますので、それで、今から地元の商店街の方では組合を設立していただきまして、今さくら通りの活性化に向けていろんな議論をしていただいておりますし、さくら通りのみではなくて、中心商店街活性化協議会ですかね、そちらの方でもいろいろと議論をしていただいておりますので、そういうものについて我々も期待をしておりますし、今後できる限りの支援はしていきたいというふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

まず、ナルトビエイですが、私も漁協婦人部がこれをミンチにされたお吸い物をいただき

ました。決してまずくはございませんでして、これがうまくいけば、やっぱり期待できるんじゃないかと。うちも地場産業振興会、こういうものにもそういう人たちを支援する協議会もつくっておりますので、これは財政的にも支援が可能ですので、そういうものにも適用させながら、ぜひこの可能性を追求していくべきだというふうに思います。

それから、この海の森事業であります、これはもう非常に定着をしてきておりまして、今もう県内外からも参加をいただいております。中心は漁協の組合員さん方、あるいは、市の職員、こういうことでありますが、議員さんも数名は何回か参加をいただいております。特にこれは悪いことではないですので、あえてお名前申し上げますが、青木議員も毎回参加をいただいております、自分は孫のためにこれをやるんだということを私に話していただいたこともございます。どうか今後、この事業も今まで以上に展開をしていきたいと思っておりますので、議員も率先して参加をお願いしたいというふうに思います。

それから、中心商店街の活性化、TMO構想についてでございますが、これは伊東議員が言われるとおり、私も昨日福井議員にお答えをいたしました。やはりハード整備というのは行政がまず基礎的にやるべきであります。この基礎的にやったハード整備をいかに活用していくか、これはソフト面含めていろんなやり方を、申されますように、地元が中心になって商工会議所と連携をしながらやっていただくと。それを行政が最大限にバックアップしていくと、こういう体制づくりはもう十分に私も考えておりますので、頑張ってくださいたいですし、我々もその覚悟でやりますということであります。

それから、この空き店舗のことを申されましたが、今課長が答弁いたしましたのとは別の角度から申し上げたいと思っておりますけど、それはうちの担当の課長たちにちょっと話を私の考えとして申し上げたことを披瀝したいと思っておりますが、伊東議員の地元の浜の酒蔵通りですね、ここも今からハード整備にかかっていきます。問題は、このハード整備をやって、あとその店舗を個人住居だけじゃなくていろんな活性化に利用していくというのが方向性として我々共通認識として持っておるわけです。空き店舗とか今持ち主さんがおられない。あるいはもう将来はお店はちょっと継続できるかどうかわからないと、こういうところがたくさんあります。こういうお店に対してこの空き店舗対策事業を活用していただいて結構じゃないかと、もし市内でそういう重点的な地域を設定して、県の補助に該当しない場合でも、市単独でもですね、これはどうせあそこを目的を完成させるためにはそれをやっておかないといけんわけですから、もう今からでも結構ですので、地元でお話し合いをしていただければというふうに思います。

以上でございます。

#### ○議長（小池幸照君）

以上で2番議員の質問を終わります。

よって本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、明12日午前10時から開き、一般質問を行います。  
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時20分 散会